

令和4年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和４年第４回定例会記録

おいらせ町議会 令和４年第４回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和４年１２月６日（火）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和４年１２月６日 午前１０時００分 議長宣告			
閉 会	令和４年１２月６日 午後 ３時３８分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	１ 番	佐々木 勝	２ 番	川 口 弘 治
	３ 番	馬 場 正 治	４ 番	澤 上 訓
	５ 番	木 村 忠 一	６ 番	田 中 正 一
	７ 番	日野口 和 子	８ 番	平 野 敏 彦
	９ 番	沼 端 務	１０番	吉 村 敏 文
	１１番	澤 頭 好 孝	１２番	柏 崎 利 信
	１３番	西 館 芳 信	１４番	松 林 義 光
	１５番	檜 山 忠	１６番	西 館 秀 雄
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	１５名			
欠 席 議 員	１２番	柏 崎 利 信		
地方自治法第 121条の規定に より説明のため 出席した者の職 氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	まちづくり防災課長	田 中 淳 也
	税 務 課 長	久保田 優 治	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	佐々木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教育委員会教育長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社会教育・体育課長	三 村 俊 介
	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿
	農業委員会事務局長	西 館 道 幸	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	赤 坂 千 敏	事 務 局 次 長	高 橋 勝 江
	事 務 局 主 幹	木 村 英 樹		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 報告第 7 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）		
	2 承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 3 号）について）		
	3 承認第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 4 号）について）		
	4 議案第 6 8 号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	5 議案第 6 9 号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	6 議案第 7 0 号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	7 議案第 7 1 号	おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について		
	8 議案第 7 2 号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		
	9 議案第 7 3 号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について		
	1 0 議案第 7 4 号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について		
	1 1 議案第 7 5 号	おいらせ町下水道条例の一部を改正する条例について		
	1 2 議案第 7 6 号	おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例について		
	1 3 議案第 7 7 号	おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	1 4 議案第 7 8 号	おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館の指定管理者の指定について		
	1 5 議案第 7 9 号	上十三・十和田湖広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について		
	1 6 議案第 8 0 号	令和 4 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 5 号）について		
	1 7 議案第 8 1 号	令和 4 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について		
	1 8 議案第 8 2 号	令和 4 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について		
	1 9 議案第 8 3 号	令和 4 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について		
	2 0 議案第 8 4 号	令和 4 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について		
	2 1 議案第 8 5 号	令和 4 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について		
	2 2 議案第 8 6 号	令和 4 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 3 号）について		

議 員 提 出 議 案 の 題 目		
開 議	午前 1 0 時 0 0 分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。	
	1 4 番 松 林 義 光 議 員	
	1 番 佐々木 勝 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (赤坂千敏君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	檜山副議長	おはようございます。 西舘秀雄議員が遅れるとのことで、副議長が暫時、議事進行いたします。 ただいまの出席議員数は 1 4 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 欠席者は、1 2 番、柏崎利信議員であります。なお、松林勝智農業委員会の会長は、所用のため、本日欠席との連絡がありましたので、お知らせいたします。
一般質問	檜山副議長	(開会時刻 午前 1 0 時 0 0 分) 日程第 1、一般質問を行います。 昨日に引き続き、6 席 3 番。馬場正治議員の一般質問を許します。 3 番、馬場正治議員。

質疑	3 番 (馬場正治君)	6 席 3 番、馬場正治です。昨夜のサッカーワールドカップで、寝不足の方が多いいのではないかと思いますので、できるだけ短い時間で質問をさせていただきます。なお、身体的事情によりまして、いつものように、着席のままで質問することをお許しいただきまして、通告に従い、一問一答方式で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは、質問に入らせていただきます。 まず 1 番、旧百石町と旧下田町の行政・制度の一本化についてでございます。 (1) 二町合併協議会解散時の取り決め事項についてでございますが、ア. 平成 18 年 3 月 1 日に「おいらせ町」が新町としてスタートした時点で、統一されていなかった旧両町の制度については、どのように取り決められていたのか伺います。
答弁	檜山副議長 町長 (成田 隆君)	町長。 6 席 3 番、馬場正治議員のご質問にお答えします。 合併協議会において、二町合併に伴う事務事業の調整は 388 項目に上りましたが、そのうち両町の制度等に差異がなく、現行どおり新町に引き継ぐこととした事務事業は 135 項目ありました。一方で、両町の制度等に差異があったため、何らかの調整を要する事務事業は 253 項目ありました。 これらの事務事業については、合併時または合併後において、旧百石町または旧下田町のどちらか一方の制度等に合わせる「統合」か、新たな制度等を構築する「再編」、あるいは「廃止」かのいずれかで調整を行うよう決定しております。 以上です。
質疑	3 番 (馬場正治君)	分かりました。16 年 8 カ月前の新町スタートの時点で……。
質疑	3 番 (馬場正治議員) 檜山副議長	3 番。 失礼しました。新町スタートの時点で、253 項目の事務事業が、それぞれの旧町の制度のまま継続されて、いずれかの制度に合わせるか、または新たな制度をつくるかということで、申し合わせがあ

答弁	檜山副議長	ったということで、ここで質問ですけども、その時限というか、期限はいつまでということが決められていなかったのか、伺います。 政策推進課長。
	政策推進課長 (柏崎勝徳君)	おはようございます。それでは、お答えをいたします。 先ほど、ご質問のありました差異があるために、調整を要する事業というのは２５３項目でございます。 こちらにつきましては、調整方針が「統合」「再編」「廃止」という３つのパターンがございますが、これについては、合併時かあるいは合併後ということで、合併した時点でもう「統合」あるいは「再編」「廃止」をしているか、あるいは、合併した後に再編するかということで、時点としてはその２つになります。 以上です。
答弁	檜山副議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (柏崎勝徳君)	失礼いたしました。 期限につきましては、合併時というのは、平成１８年３月１日までというのが時限でございまして、合併後につきましては、それぞれの調整方針の中で、いついつまでとか、あるいは、もう大まかに合併後としか記載されていないものもございます。 以上です。
質疑	３番 (馬場正治君)	分かりました。先ほどの町長の答弁と……。
質疑	檜山副議長	３番。
	３番 (馬場正治君)	先ほどの最初の町長の答弁と数字的にちょっと異なると、私は思いますよ。事務事業の異なる項目は、合計で３８８項目あって、そのうち合併時に統一されたものが１３５項目で、未統一、決まっていなかったのが２５３項目だと町長は答弁されましたけども、今の課長の答弁ですと、事務事業が２５３項目あってということなんですよ。合計の数字がちょっと合わないんですけども、確認です。

答弁	檜山副議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (柏崎勝徳君)	お答えいたします。 先ほどの答弁合わなくて、申し訳ございませんでした。 合併調整を行ったのが３３８項目ということで、そのうち現行どおり慎重に引き継ぐと、２町とも制度に差異がなくて、制度そのまま慎重に引き継ぐとしたものが１３５でございます。残りの２５３が、差異があるために何らかの調整をしなければならないというのが２５３ということでございます。失礼いたしました。
質疑	檜山副議長	３番。
	３番 (馬場正治君)	数値的なものは理解いたしました。 合併後というものすごく漠然な取り決めだったということのようです。例えば５年以内とか１０年以内とか、通常調整して、どちらかの制度に合わせる。あるいは新たな制度をつくるという場合には、私の考えでは、通常期限を決めるものだと思いますけれども、その取り決めですと、２０年でも３０年でもそのままいくということになるわけですね。その辺について、町長はどのようにお考えになっていますか。
答弁	檜山副議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	今ご指摘のことでありますけれども、普通に考えれば、逆に今馬場議員が質問したような２０年３０年先でもいいんでないかとはならず、できるだけ速やかに調整しましょうということであったのではないのかな。その速やかというのは、しからば何年といわれると、できるだけ早くとしか答えられませんけれども、そういう部分で、協定結んでやったのかなという気がしております。 以上です。
質疑	檜山副議長	３番。
	３番 (馬場正治君)	私も町長と同じ考えで、やはり異なる制度を、いずれかの制度にまとめるか、あるいは新たな制度をつくるかということを目指して

答弁	檜山副議長 町長 (成田 隆君)	いますので、これはできるだけ早くと、普通の常識では考えるわけですが、それでも、それでは、(2)に進みます。 合併後16年8カ月が経過した現在、いまだに統一されていない制度について、アとして、現在、各町内会が使用している集会施設等の所有者及び管理者は誰になっているのか。また、施設の維持管理費用は誰が負担しているのか伺います。 町長。 お答えします。 集会施設は41施設あり、そのうち町が所有している施設は19施設、残りの22施設は町内会となっております。 管理者についてですが、施設の利用に関する管理は、町内会が行っております。 次に維持管理費用ですが、ガスの使用料は全て町内会負担となっております。町が所有している施設で、全て町が負担しているのは3施設、燃料費を除く電気料金・水道料金・下水道使用料金等を負担しているのは7施設、修繕料のみを負担しているのは9施設あります。 また、町内会所有の22施設は、町内会の負担となっております。なお、電気料金・水道料金・下水道使用料金等、修繕料を町内会で負担している場合は、維持管理助成金等を交付しております。 以上です。
質疑	檜山副議長 3番 (馬場正治君)	3番。 私も三田町内会の町内会長を8年務めさせていただきましたけれども、集会所建設のときも、町内会の会員から寄附を集めまして、その寄附をもとに、旧下田町の制度でしたので、旧下田町の制度にのっとって、その集会施設の面積に対して、補助金を計算して、補助してもらえ制度があったわけですが、大半は寄附金で建設して、その後の維持管理費用等については、半額を町内会が、半額を町が補助するという形でやってきていたわけですが、今の答弁ですと、3施設ですか。全て町が、電気料金から、水道料金から、全て町が負担している施設もあり、7施設ですか。管理は町内会がする

答弁	檜山副議長 まちづくり防災課長 (田中淳也君)	ものの、費用としては町がほとんど負担している。これは同じ町の集会施設として、町内会が負担する内容が異なる制度はいかなるものかなと思います。既に16年8カ月経過しているわけです。今まで放置してきた理由について、あればお聞きしたいと思います。 まちづくり防災課長。 お答えいたします。 まず、合併時の施設の管理について、若干説明をしたいと思ひます。 合併時には、百石町が18施設、そのうち13施設が、町が負担しておりました。あと5施設については、町内会で負担しておいて、その当時、1町2制度で運用されていると聞いております。 下田町は、全て施設の維持管理は、町内会が負担していたということで、合併当時、その差異を埋めるために行ったのが、平成18年度に、集会施設維持管理助成金というのを新設しております。その内容は、電気料金は基本料の2倍まで、それから水道料金と下水道料金は基本料金、それから浄化槽の管理費やくみ取り料については実績額に応じて助成するというので、制度を創設して、なるべく差異を埋めたと思ひておまして、それが合併時に再編するという事だったと聞いております。 実際には、負担額だけを見れば、統一されていないという見方もございます。ですが、当時は多分、町内会で負担しているものに助成金を出すことによって、差を埋めて、スタートを切っているということと思ひております。 それから、その後も町有施設の修繕料につきましては、町で負担するように改めた部分もありますので、今まで放置してきたということではなくて、負担をなるべく公平、統一するように努めてきた結果だと思ひております。 以上です。
	檜山副議長 3番 (馬場正治君)	3番。 ただいま担当課長の答弁がありましたけれども、なるべく公平になるように努めてきたとおっしゃいました。

答弁	檜山副議長	それでは、現在、全ての集会施設の維持管理費用と、またこれから建設、あるいは建て替え等が必要な施設について、今のままで公平だと思えるかどうか、課長に伺います。
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	まちづくり防災課長。 新規の建設、それから建て替えについては、今町内会所有している施設で、何軒か新設しているものがありますが、合併後、町が建設したのはございません。当分の間は、建設する予定がないんですけれども、その建設の際は、なるべく同じような方法で取り組みたいとは考えておりますけれども、何せ費用の負担が生じますので、これについては、令和３年度に、町有施設の所有者の町内会と意見交換しておりますけれども、やはり新たな負担は受け入れられないというところもありますので、慎重に意見交換しながら、制度を設計をしながら、なるべく町内会の意見も聞いて、公平な感じでいきたいとは思っておりますけれども、先ほど言ったように、新たな負担が生じたとしても、抵抗がありますので、そういったところを考えると、難しい、時間がかかる問題かなと考えております。 以上です。
質疑	檜山副議長	３番。
	３番 (馬場正治君)	課長の考えは分かりました。 １００歳長寿祝い金ですが、合併前、旧下田町は祝い金１００万円でした。百石町は３０万円でした。これは少ないほうの３０万円、百石の制度に合わせました。 それから、社会福祉協議会の会費、これは旧下田町は５００円でした。百石町は１，０００円でした。これは高いほうの百石町の１，０００円に合わせました。 様々多くの項目があって、合わせられるものは合わせて、そこでは住民は、当然異論とか文句とか苦情もあったと思いますよ。でも、それは合併協議会で決まったことなので、皆従っています。 今の課長の答弁ですと、住民から反対があると困ると、こういう考え方では、公平な行政はできないだろうと、私は思います。そこで、イに進みますけれども、統一されていない旧両町の制度につい

答 弁		ては、住民に対する行政の公平性の観点から、できるだけ早く統一を図るべきと考えますけども、合併協議会の委員でもあった成田町長の考えを伺います。
	檜山副議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 合併時の調整方針のうち、統一することにより、新たに負担が発生するような制度等を除き、調整が済んだものと認識しております。 未調整の項目につきましては、新町の一体性の確保という点から、統一の必要性は感じており、引き続き調整に取り組んでいきたいと考えております。 以上です。
	檜山副議長 3 番 (馬場正治君)	3 番。 最終的に町長としても、統一の必要性は感じていると。そこに期待して、できるだけ早く同じ制度、公平な負担、そういう町にしたいと、ただよう要望して、ここの項目の質問は終わりたいと思います。 次に、2 番ですけれども、北部地区への郵便局誘致についてでございます。 (1) 木ノ下小学校区への郵便局新規開局についてでございますが、アとして、今年8月22日の議員全員協議会で、北公民館の敷地内に郵便局を新規開局することについて、株式会社日本郵便から内諾を得たとして、木ノ下児童センターみらい館前の用地を取得するための予算970万円を第3回定例会に上程して承認されたが、その後の進捗状況について伺います。 これについては、昨日の吉村議員も同様の質問をされていますけど、確認の意味で、答弁をお願いいたします。
答 弁	檜山副議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。

質疑		先ほど馬場議員がおっしゃったように、昨日も吉村議員に同じような質問で答弁しておりますけども、改めて答弁させていただきます。 昨日、吉村議員の質問に答弁しましたけれども、１０月７日に地権者と土地売買契約の締結を行い、１０月１２日及び１３日付で所有権移転登記が完了しております。 以上です。
	檜山副議長	３番。
	３番 (馬場正治君)	それでは、イに進みますけども、新規開局される郵便局の業務開始時期はいつごろになるのか伺います。
答弁	檜山副議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 先ほどと同じ答弁になるかもしれませんが、吉村議員の質問に答弁したとおり、日本郵便株式会社からは、現時点では令和６年春ごろと伺っております。 以上です。
	檜山副議長	３番。
質疑	３番 (馬場正治君)	ありがとうございます。木ノ下小学校区にお住まいの皆様は、非常に首を長くして、期待を持って待っていると聞いております。 なお、用地取得の件につきましても、９月定例会で補正予算が承認されたことで、もう来年あたりは郵便局できるのかなと期待しているようですけども、これはあくまでも、株式会社日本郵便の事業でございますので、それをできるだけ早く進むことを期待するしかないのかなと、私もそう思います。ありがとうございました。 それでは、次の３に進みます。歩行者の交通安全対策についてでございます。 (１) 木ノ下小学校区の町道、通称「稲生通り」への歩行者優先歩道の設置についてでございます。

答弁	檜山副議長	ア．過去に町の交通安全対策として、北部地区を流れる稲生川を利用して歩道を設置する構想が示されましたけれども、その後の進捗状況について伺います。 これについても、昨日吉村議員も同様の質問をされていますが、確認の意味で、答弁をお願いします。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 「稲生通り」の交通安全対策につきましては、稲生川土地改良区所有の水路への蓋掛けによる歩道整備を行うこととし、9月議会において、「今年度は、構造検討及び管理者との協議と次年度以降の工事予算の関係課協議を行う」旨答弁いたしました。 その後の進捗状況であります。構造検討及び管理者との協議につきましては、現在も作業中ですが、年度内には完了する予定であります。 また、次年度以降の工事予算の関係課協議につきましては、今年9月に関係課協議を行い、令和5年度の通学路交通安全対策事業に係る予算計画を4,000万円といたしましたので、次年度当初予算において、工事費を計上する予定であります。 以上です。
質疑	檜山副議長	3番。
	3番 (馬場正治君)	設計等については、今年度内にできる予定と。その工事の予算については、新年度に予算を提案するということによろしいかと思えますけれども、3月議会ごろになるのでしょうか。お聞きします。
答弁	檜山副議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (栞嶋泰幸君)	お答えいたします。 当課としましては、来年度当初予算において、工事費を計上したいということは考えて、今作業を進めております。 以上になります。

質疑	檜山副議長 3 番 (馬場正治君)	3 番。 分かりました。年明けて、3 月の新年度予算に、工事予算を計上したいということで、非常にこれはいいニュースだと思います。思ったより早く、この構想を実現させるように進めてくれて、非常にうれしく思います。 北部は、行政の指導がないままに、いわゆる不動産業者が土地を分譲して、非常に狭い道路も多いし、歩道も完備されてないところが多くて、交通安全上問題だと、前々から私も感じておりましたので、このようにできるだけ工夫をして、土地の買収というのは非常に難しいと思いますので、今ある稲生川、大体幅が 2.5 から 3 メートルぐらいあるんですね。あれに蓋をして、歩道にするということは、非常にいいアイデアだなと私は思いますので、ぜひこのまま計画どおり進めていただきたいと思います。 それでは、次に 4 番の災害対策についてに進みたいと思います。 (1) 医療及び介護施設の災害対策についてでございますが、アとして、災害は予告なしに発生するため、即時に対応できるように準備しておくことが必要ですが、おいらせ病院を含む町内の医療施設の入院患者並びに介護施設の入所者の避難計画及び避難訓練はどのようなになっているのか伺います。
	檜山副議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 洪水、土砂災害、津波等により、被災するおそれがある地域において、高齢者・障がい者・乳幼児等の要配慮者が利用する施設については、水防法、土砂災害防止法、津波法の規定により避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することとなっており、おいらせ病院を含む町内の医療機関においても、避難確保計画を作成し、避難訓練を行うこととなっております。 また、特別養護老人ホーム等の介護保険入所施設については、前述の法律の規定に加え、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」等の省令において、非常災害計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられております。 以上です。

質疑	檜山副議長 3 番 (馬場正治君)	3 番。 今の町長の答弁ですと、避難計画をつくることになっている。それでは、どのようにつくったのかということが、説明がありませんでしたので伺いますけれども、まずおいらせ病院の入院患者の避難計画の内容と、それから、これまで避難訓練を行った実績があるのかどうか伺いたと思います。
	檜山副議長 病院事務長 (田中貴重君)	病院事務長。 おいらせ病院の避難確保計画につきましては、町のまちづくり防災課に提出しておりますけれども、なかなか避難場所に移動するのが困難だということで、垂直避難という形で、提出させていただいております。 避難訓練につきましては、過去に、3 年前ですけども、垂直避難訓練を行っております。昨年につきましては、訓練と、あとは研修会を実施、今年につきましては、感染対策の関係もありまして、まだ実施はできておりませんけども、今後実施したいと考えております。 以上です。
質疑	檜山副議長 3 番 (馬場正治君)	3 番。 おいらせ病院は立地上の問題から、離れた避難場所に患者を移動するのは困難だという考えで垂直避難と、病院の最上階ですか、に患者を移すということで、過去 1 回ですか、訓練がされたということですけども、現在の入院患者数、およそ 70 名前後だろうと、私は推測しますが、その入院患者について、全てが動けない患者ではないと思いますが、動ける患者については、当然避難場所へ車で、いわゆる津波の到来予想時間以内に、あるいは奥入瀬川の洪水であれば危険水位を超えた時点で、移動するということではできると思いますね。垂直避難が必要なのは、そういうところへ移動させられない患者、この垂直避難しかできない患者数は、大体何割ぐらいになりますかお伺いします。

答弁	檜山副議長	病院事務長。
	病院事務長 (田中貴重君)	お答えいたします。 まず、今日現在の入院患者、52名入院しております。全部が全部把握しておりませんが、その7割から8割程度は、担架、場合によっては介助を要すると考えておまして、独歩で移動できる患者というのは2割程度ではないのかなと感じております。なので、おいらせ病院の避難場所、木内々小学校という形で指定されておりますけれども、そこまでの時間を要する時間がなかなかとれないということになれば、どうしても歩ける患者も上に逃がすという形で計画をしております。 以上です。
	檜山副議長	3番。
質疑	3番 (馬場正治君)	課長の今の答弁は、独歩ということは、1人で歩いていけということだろうと思いますけれども、自動車を利用して避難場所へ運ぶということは、全く一言も話が出ていませんけれども、そういうことは考えていないんですか、伺います。
	檜山副議長	事務長。
答弁	病院事務長 (田中貴重君)	場合によっては、自動車で搬送ということも考えておりますけれども、病院の人員も限られておりますので、また車両も、一般車両2台しかございませんので、なかなか自動車で搬送するということは、即時避難という形であれば、難しいという考え方もございますので、できるだけ避難場所に移動するというのが、最善ではあると考えておりますけれども、垂直避難ということが、病院では重要なのかなと考えております。 また、さっき言った独歩というのは、1人で逃げるということではなくて、歩けるという患者の意味でお答えしたので、一応意味をご説明申し上げます。 以上です。
	議長	3番。

質疑	3 番 (馬場正治君)	おいらせ病院の避難計画については、その計画について、まちづくり防災課へ提出しているということでしたけれども、それでは、まちづくり防災課に伺いますけれども、その具体的な内容を説明してください。
	檜山副議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	お答えいたします。 提出はいただいておりますけれども、資料がないので、具体的な内容については、今答えることができません。
	檜山副議長	3 番。
質疑	3 番 (馬場正治君)	まちづくり防災課では、今日資料を用意してないということですが、それでは作成した病院事務局で、もともとそちらでつくっていますから、もう少し具体的に避難計画を説明してください。
	檜山副議長	事務長。
答弁	病院事務長 (田中貴重君)	医療施設の避難確保計画につきましては、水害、洪水、内水面、津波ということで、洪水のときの避難・防災体制についてと、内水面の防災体制につきましては、あとは津波が短時間、短い場合の防災体制について記載しております。また、長い場合の防災体制についても、どういう動きをするかということを書いたものがございますけれども、病院といたしましては、情報収集・伝達の内容のもの、それと避難誘導をどうしたらいいかというもの、あと避難確保を図るための施設の整備をどうしたらいいかという内容のものを記載した医療施設避難確保計画を作成して、提出しているということです。 以上です。
	檜山副議長	3 番。
質疑	3 番 (馬場正治君)	分かりました。この病院の入院患者を、いざというときにどうするかということについては、町の広報紙等にも何も載っていません

答弁	檜山副議長	ので、町民は分からないと思います。ましてや、現在入院している入院患者の家族も分からないと思います。いつ誰が重い病気で入院するかも分かりませんので、病院の避難計画について、できるだけ早めに町民に分かるように広報をすべきだと、私は考えますが、町長はどのように考えますか。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 まずもって、ただいまの馬場議員のご指摘に関しましては、答弁が滞ったということで、申し訳なく思っておりますけども、本題に戻ります。 これから私も認識とすれば、垂直避難ということで、3階方面に輸送して、何とか一時しのぎ、その後その被害状況によって、例えば下の階が使われなくなったら、またよそのどこかの施設に移動するのかな、させるのかな。とりあえず緊急事態的には、上に逃げてもらえればいいのかという感じはしておりましたけども、今馬場議員のご指摘のように、改めて避難計画を見直し、再検討してみて、どうすれば最善の方法なのかということも含めて、病院側と相談していきます。 以上です。
質疑	檜山副議長	3 番。
	3 番 (馬場正治君)	ありがとうございます。冒頭に申し上げましたけども、災害は予告なしに発生するわけですよ。昨日、2、3名の議員の質問の中で、病院の移転計画、どこに建てるのか、いつごろ建てるのかという質問はありましたけれども、その前にも、災害は襲ってくる可能性は十分あるわけですよ。その間のための避難計画、避難訓練だと私は認識していますので、これは喫緊を要する課題だと思います。町民がよく分かるような避難、このように避難させますという具体的な分かりやすい内容を、できるだけ早めに町民に広報していただくことを要望しまして、本日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

質疑	檜山副議長	これで、3番、馬場正治議員の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。10時55分まで休憩といたします。 (休憩 午前10時42分)
	西舘議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 議長を交代いたします。 (再開 午前10時55分)
	西舘議長	引き続き、一般質問を行います。 7席5番、木村忠一議員の一般質問を許します。 5番、木村忠一議員。
	5番 (木村忠一君)	7席5番、木村忠一です。議長から質問の時間をいただきましたので、通告に従い、質問いたします。 それでは、1番として、おいらせ病院の建設事業について、おいらせ病院は、ハザードマップによりますと、大雨による洪水、土砂災害が発生した場合、3メートル未満の浸水区域に指定されています。温暖化により、昨今世界各国で、甚大な洪水被害が報道されています。住民の安心な生活を守るため、1日も早い移転建設が求められると思います。 町長は、さきの選挙において、おいらせ病院の移転建設を、町民に公約しましたので、次の質問をいたします。 1番として、(1) 建設場所の候補地はどこか伺います。
答弁	西舘議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	7席5番、木村忠一議員のご質問にお答えします。 昨日吉村議員にもお答えしておりましたが、イオンモール下田周辺が候補地の1つであると考えております。 以上です。
	西舘議長	5番。

質疑	5 番 (木村忠一君)	分かりました。より安全な高台に移転することをお願いしたいと思います。 (2) として、工事着工と完成のめどについて伺います。
	西舘議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えいたします。 先ほども答弁しましたが、吉村議員と同じ答弁になってしまっていて、同じでないと言われるかもしれませんが、病院移転建設基本構想に向けた基礎調査に着手した後、各種手続や協議を行いながら、取組を進めてまいりますので、現時点では着工と完成のめどは、まだ決まっていないということであります。
	西舘議長	5 番。
質疑	5 番 (木村忠一君)	分かりました。 病院の建設には、合併特例債を使用できないということですが、何の基金を使うのか。またその後の基金の残高は幾らになるのか。そして、甚大な被害が発生した場合、その残の基金で大丈夫なのか伺いたいと思います。
	西舘議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 (田中貴重君)	まず病院の建設についてでございますけども、今手元に資料探せなくて、ごめんなさい。 まず病院は合併特例債は使えないということで、今話ありましたけど、全くそのとおりで、病院事業債と、あとは今般作成する公立病院経営強化プランの中に、病院の建設を入れることによって、補助金がもらえるかもしれないということですが、ちょっとお待ちください。病院の機能と今後の病院の形を計画に組むことによって、はっきりしたことはまだ言えませんが、医療施設近代化施設整備事業の補助金がもらえるかもしれないということで、病院事業債とこの近代化施設整備事業を合わせた形で、病院建築に向かうという形になると考えております。

答 弁		それと、災害があった場合の基金ですけども、病院自体、基金というか現金自体が、今約 9 億ございます。それは病院の建設に充てるかもしれませんし、災害があった場合の充当するお金になるかもしれませんけども、その部分については、検討はまだしてありません。災害があった場合がどういう形になるかということは、まだ想定していませんので、そのお金の使い方、使い道という部分については、はっきりしたことは、ここで申し上げられないということで、ご理解いただきたいと思います。以上です。
	西館議長	5 番。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	先ほど病院建設に当たっての財源のことにに関して、ご質問がありました。合併特例債とか、あと基金の話も出ましたので、庁舎とか、庁舎建設と、あと財政調整基金の関わりもありますので、補足という形でご説明をいたします。 合併特例債につきましては、庁舎建設する際の使用財源として考えてございます。議員おっしゃったとおり、病院建設には、合併特例債は使えません。それから、災害等の基金の関係も、一般的には財政調整基金を充てるものになりますが、病院建設に当たっても、財政調整基金を取り崩すことは想定してございません。 以上です。
質 疑	西館議長	5 番。
	5 番 (木村忠一君)	答弁漏れがございますよね。甚大な被害を被った場合に、その後の基金の残高で大丈夫なのかと。
答 弁	西館議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (岡本啓一君)	答弁漏れ申し訳ございません。 甚大な災害があったときの対応として、財政調整基金取り崩すことになると思いますけども、法律とかそういった基準とかはございませんが、財政当局の目安としては、およそ 10 億から 15 億円ほ

質疑		ど財政調整基金の確保があれば、何とか対応できるのかなという感じで考えております。
	西舘議長	以上です。
	5 番 (木村忠一君)	5 番。 それを聞いて、安心いたしました。 それでは、(3) の医師不足の対策について伺います。今現在、整形外科の医師が退職され、診療対応ができなくなっており、患者さんが困っていると思われます。医師の確保はどうなっていますか。
答弁	西舘議長	町長。
	町長	お答えします。 現在の医師は、常勤医師 4 名に、非常勤医師 13 名となっています。
		医師の確保については、八戸圏域連携中枢都市圏の医師派遣事業を活用し、八戸市立市民病院からの派遣協力や、自治体病院協議会や民間会社を介して紹介・斡旋で確保しております。 今後は、医師の修学資金制度を活用し卒業、専門研修を終える医師が出始めるため、当院へのアプローチを図り、確保に努めていきたいと考えております。 以上です。
質疑	西舘議長	5 番。
	5 番 (木村忠一君)	現行、医師の方は 65 歳定年、70 歳まで延びるということでございますが、今後、今勤務している医師の定年、10 年ぐらいあれば、定年を迎える方がおられると思いますけども、その後の対応はどのようにするのか伺いたいと思います。
	西舘議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 (田中貴重君)	先ほども町長が答弁したとおり、まず修学資金を受給している方、5 名いらっしゃいますので、その方たちにアプローチをして、でき

質疑		るだけおいらせ病院に来てもらえるように、働きかけていきたいと思っています。 また、なかなか医師の確保も難しいというのは、やっけていて、承知しておりますので、市民病院もしくは大学病院、そういうところからの派遣も考えながら、今後もっと積極的にアプローチしていければなと思っています。約束はできませんが、働きかけは今後していって、医師の確保に努めていきたいなと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っています。 以上です。
	西舘議長	5 番。
答弁	5 番 (木村忠一君)	分かりました。 それでは、(4) の病院の経営改善対策について伺います。どこの自治体も、病院経営の環境は非常に厳しく、赤字が増え続け、町の財政に大きな負担となっています。 しかしながら、地域医療を守っていかなければなりません。経営改善は、喫緊の課題と考えていますが、町長のお考えを伺います。
	西舘議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 経営改善、強化については、医師・看護師等の医療従事者の確保や病院間の紹介率・逆紹介率の向上、患者サービスの向上といった収支改善や収入確保への取組と、委託業務の効率化や人件費の削減、施設整備費の抑制などといった経費削減に関する取組が一般的であるとは捉えております。 現在、おいらせ病院では、これらの取組を意識しつつ、職員の経営への関心を高めながら、収支改善や収入確保への取組として病床機能の最適化を目指し、地域包括ケア病床への増床を進めています。 このことで社会復帰、在宅復帰を目指し 60 日までの入院期間を活用することで、必要な治療・リハビリが受けられることとなります。患者やその家族へのサービス向上を図りながら、安定的な収益を目指す取組を行っているところであります。 以上です。

質疑	西舘議長	5 番。
	5 番 (木村忠一君)	青森県は、平均寿命全国最下位、がんの死亡率も全国ワースト 1 位、また働き盛りの死亡年齢は全国平均の 1.4 倍となっています。当町も短命返上ということで、長寿化に取り組んでおりますが、1 つ例を挙げてみたいと思います。 野辺地病院でございますけども、2 年続いて黒字経営となっております。昨年度 2021 年度は、1 億 6,982 万円の黒字です。これは管理者、それから職員による経営努力。それから経費の節減等による結果だということです。また、非常に診療科目が多いなと思っています。外科、そして内科、整形外科、小児科、眼科、皮膚科、脳神経外科、産婦人科、耳鼻咽喉科ということで、私は新しい病院を建設する際には、ここが大きなヒントになると思われしますので、どうか検討をしていただきたいと思います。 それでは、今病院事業、私どもは赤字を連続して出しているわけでございますけども、現在までに、その赤字解消のためにされた対策と、今後の対策はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。
答弁	西舘議長	病院事務長。
	病院事務長 (田中貴重君)	まず、連続した赤字ということで、今おっしゃいましたけども、令和 3 年度につきましては、3,900 万円ほど一応黒字になっておりますので、昨年は一応、赤字から黒字に転換したということでご理解いただきたいと思います。 それと、今現在病院の経営には、入院費が一番大きくウェートを占めて、収益の大きなところでございます。よって、今の入院患者の状況を見ておりますと、先ほども質問等でありましたが、回復期に、要はほかの病院で手術、場合によってはうちで手術した方が入院して、その間入院、回復期で包括ケアに入る方が多くいらっしゃいますので、包括ケア病床を増やして、入院期間を長くして、その後に在宅復帰できるような、そういう取組を今行っております。よって、通常の一般病床ではなくて、回復期病床を大きく拡大しながら、病院経営にプラスになっていければなという形で、病院で今取り組んでいる最中でございます。これは 10 月から行っておりますけども、

質疑	西舘議長	約1年間支援をもらいながら、その状況を見て、病院経営にどれだけプラスになっていくかということを考えながら、次の病院経営、場合によっては次の施策を打っていただければと考えております。 以上であります。
	5番 (木村忠一君)	5番。 赤字が続いているということで、大変申し訳なく思います。失礼いたしました。 私も、おいらせ病院に通院しておりますが、挨拶とか清掃がとてもよく、気持ちのよい対応をしてくださっていると思っています。また待合室も、仕切り等も工夫され、個人情報漏れないような、そういうご配慮もしているなと思っています。 私は、この個人情報を守るためにも、今後は番号で患者さんと呼ぶのもいいかなと考えていますので、検討していただきたいなと思います。 それでは、次に2番として、庁舎の建設事業について伺いたいと思います。 庁舎の建て替えは、これまで何度か議論されてきましたが、災害時に司令塔となる庁舎は、甚大な自然災害において、行政機能を失わない頑丈な建物としないかなと思います。選挙公約して、約9カ月ほどたちましたが、いまだに議会に提案されていませんので、どのように進展しているのか伺います。 1番ですね。建設場所と敷地面積について伺います。
答弁	西舘議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。早とちりして、すみません。 新庁舎建設候補地につきましては、平成30年度に、イオンモール下田周辺、現本庁舎敷地、イオンモール下田敷地内の3つの場所に絞り込みして以降、進捗しておりませんが、今年6月定例会一般質問において、答弁申し上げましたとおり、政策公約に統合庁舎建設事業着手を掲げ、今年度から実現に向けて作業を進めているところであります。

質疑		建設場所については、吉村議員にもお答えしたとおり、イオンモール下田周辺が望ましいと考えております。 なお、敷地面積については、平成25年策定の庁舎整備検討報告書において、広さ1万2,400平方メートルくらいが必要と示されておりますが、建設場所や面積は新庁舎整備構想に関わるため、現時点では未定であります。 以上です。
	西舘議長	5番。
	5番 (木村忠一君)	分かりました。建設条件として、安全で利便性のよい、そしてもう1つ畑作振興やっているわけですから、その地域にできるだけ最小限に食いとめるような場所に建設していただきたいようにお願いいたします。 それでは、次に、建築面積と費用について伺います。
答弁	西舘議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 建築面積についても、平成25年策定の庁舎整備検討報告書において、庁舎の延床面積の広さとして、5,000平方メートルくらいが必要と示されておりますが、新庁舎整備構想に関わる内容であるため未定であります。 建築に係る費用も基本計画を進める中で明らかになってくるため、あくまでもかなり概算的なものになりますが、庁舎の延床面積の広さを仮に5,000平方メートルとした場合、30億から、諸物価の値上がり等もありますので、40億円程度かと思われます。 以上です。
	西舘議長	5番。
質疑	5番 (木村忠一君)	まだいろいろ調査中という段階で、なかなか示しできないというのが分かりました。

答弁	西舘議長	それでは、工事着手と完成のめどということでお伺いしたいと思います。また、合併特例債は、令和１２年度まで使用できると。あと８年余りでございますが、その間に完成できるのか伺いたいと思います。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 これまでも答弁してきておりますが、新庁舎建設事業の主要財源として、合併特例債を活用することとしており、令和１２年度までの活用期限を踏まえると、令和９年度までに工事着手、令和１１年度までに事業完了したいと考えております。 以上です。
	西舘議長	５番。
質疑	５番 (木村忠一君)	分かりました。 (４)として、役場内部での調査や計画の進捗状況について伺いたいと思います。
	西舘議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 新庁舎整備に係る業務は総務課を中心に協議調整を進めており、必要に応じて、副町長と関係課長で構成する新庁舎建設庁内検討委員会で検討を行っております。 現在は、建設候補地の選定作業が主なものとなり、平成２５年策定の庁舎整備検討報告をベースに、平成２９年度実施の新庁舎整備検討基礎調査業務報告を踏まえ、建設候補地の絞り込みに向けた調査検討を行っております。 この建設候補地選定の調整作業を年内に終え、年明けに議員の皆様にご報告したいものと考えております。そして、建設候補地のめどがつかましたら、本格的な建設事業に着手すべく、新庁舎建設基本計画を策定したいと考えております。 以上です。

質疑	西館議長	5 番。
	5 番 (木村忠一君)	ありがとうございます。庁舎の建設は、今後、30、40年先を見据えた、これから人口減少、規模の問題が出てくると思いますけども、あるいは合併等を踏まえ、そして費用を抑えた形で、利便性のいい、災害に強い安全な場所に、ぜひ建設していただきたいと思います。 それでは、次に3番として、職員の人数は足りているのか。 (1)として、県内の町村役場と比較した職員1人当たりの人口割合について伺います。当町の職員数は、人口割合で、他町村に比べ少ないと。昨日の平野議員のご質問の中で、30町村の中で一番少ないということを伺いました。 この人数が足りない、これを今後、町長はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。
答弁	西館議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 県内町村における職員一人当たりの人口の割合ですが、令和3年4月1日現在で、県内町村の普通会計ベースの職員数を、それぞれ人口で割った数値を比較したところ、県内30町村中で最も多いのはおいらせ町で、183人でありました。 以上です。
質疑	西館議長	5 番。
	5 番 (木村忠一君)	今非常に人数が少ない中で、事業を運営しているということを伺いました。これでは、私は職員の身になりますと、仕事量は当然多くなるわけです。そして、給料も他町村に比べて安いということであれば、労働意欲、業務の意欲が本当に衰退すると思います。 経営面から見ますと、一番いい方法で、人数が少ない。給料も安いと、経費かからないわけですから、そう思いますが、これでは職員が、本当にまいてしまうのではないかなと、そういうことで、例えば職員数をある程度増やす。給料もある程度上げると。そういう方法と、職員数を多く増やすと。そして給料は抑えながらやるという

答弁	西舘	方法もあると思いますけども、是が非でも、県内この30町村の中で、せめて真ん中ぐらいに抑えるようなことはできないのか。検討してみないのかと思っています。町長は、その辺、どのようにお考えですか。 町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 今直接指名されたもので、事務方に本当は頼めば、答弁は詳しく、正確に答えることができると思いますけど、実は、先ほど馬場議員の話にもありましたけど、合併したとき、6割行政にしようという協定があったような気がしております。 そういう部分で、議員の方々も半数になりました。三役も半分になりました。そういう部分で、職員半分というわけにいかないから、多分6割ということであったと思うんで、その人数的には6割ぐらいかなという気がしておりますけれども、それをまた、少し忙しい。あるいは仕事が多いようだということで、戻してもいいんですけども、行政が成り立つのかなという。試算していないんで分かりませんが、また人件費がぐっと上がってしまって、町政の運営に支障を来すような財政状況になれば、それも困ったものだのと、軽々には発言できませんけども、試算してみないと分かりませんが、6割行政ということ、私まだ忘れていないもので、そういう部分はあるのかなという気がしております。 以上です。 あと、詳しくはまた、担当課長答弁します。
	西舘議長	総務課長。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	補足する形でお答えいたします。 職員のことでご質問がありました。町の職員については、減らす一方ということはもう考えてございません。 町で、定員適正化計画というものをつくっております、向こう5年間のなかで、どれぐらい職員を増やしていくのかというものを定めております。当然毎年定年退職、それから早期退職等ありますので、そういった退職者の分は必ず補充する。プラスアルファで何

質疑		名か増員するというものを、きちんと計画を定めて、それに基づいて進めているものであります。 確かに県内では、少ない状況が続いています。この背景といたしましては、要因の1つであるんですが、10年ぐらい前に、国が主導して、行政改革という名のもとに、地方公務員を削減しようというのが結構走っていきまして、それに沿う形で、町も取組を進めておりまして、その関係で、職員が減って来た関係もあります。 現在は、そういったものに左右されることなく、各課の業務、様々な、忙しくなってきたところもありますので、そういったところを勘案しながら、減らす一方ではなくて、業務量に応じた職員配置が必要だという観点のもとに、きちんと計画的に採用をしながら、進めているところであります。 以上です。
	西舘議長	5番。
	5番 (木村忠一君)	分かりました。 それでは、(2)として、職員1人当たりの月平均の時間外勤務の時間と時間外命令のない、いわゆるサービス残業時間について伺います。また、県内の町村役場との比較について伺います。
	西舘議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 職員1人当たりの月平均の時間外勤務時間ですが、令和3年度分の集計で、約24時間となっております。 一方の時間外勤務命令のない、いわゆるサービス残業時間については把握しておりませんので、お答えできないことをご了解ください。 また、県内町村における比較として、時間外勤務時間、サービス残業ともに、県で公表しているデータがありませんので、お答えできないことを、これもご了解いただきたいと思います。 以上です。
	西舘議長	5番。

質疑	5 番 (木村忠一君)	時間もございますので、ありがとうございます。 それでは、(3)の通年のフルタイム会計年度任用職員は、本来、正職員として採用するものと考えますが、その人数と今後の町の計画について伺います。
答弁	西舘議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 通年のフルタイム会計年度任用職員の人数であります。今年4月1日現在、31名採用しております。 今後の計画を含め、配置の考え方を申しますと、会計年度任用職員は、地方公務員法等の定めに沿って運用しており、相当期間に発生する業務や正職員の補助的な業務を遂行するため、一会計年度の期間をもって、非常勤の職員として採用しているもので、必ずしも正職員の代替として採用しているのではないことをご理解いただきたいと思います。 また、採用計画であります。毎年度、各課ヒアリングを実施し、先ほど述べた考え方等を踏まえ、配置の必要性等を精査して、次年度の採用人数を決めております。 以上です。
	西舘議長	5 番。
質疑	5 番 (木村忠一君)	分かりました。 それでは、次に(4)の近年、体調不良で休業している職員が多くなってきたと聞いております。各課長から要望がある人員数と、その人員数を確保できているのか伺います。 メンタルヘルス不調問題ですから、確認は難しいところだと思いますが、今長期的、短期的に休暇をとっている職員は、何人いますか。また、職場復帰後、再発したケースはありますか。伺います。
答弁	西舘議長	町長。
	町長	お答えします。

答弁	(成田 隆君)	体調不良で数名の職員が休んでおり、心配をおかけしているところです。 ご質問の各課長からの人員配置の要望等ではありますが、毎年度3回程度、副町長と総務課長が各課ヒアリングを行っており、相応の人員配置要望等が出ているものの、財政状況や職員配置のあり方等を踏まえ、要望通りの配置をしていないのが実情であります。なお、要望の人員配置等は、ヒアリング内容に関する具体的なことであり、答弁を控えさせていただきますのでご了解ください。 なお、人数等につきましては、総務課長から改めて答弁させていただきますので、よろしくお願いします。 以上です。
	西舘議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、お答えいたします。 いわゆるメンタルヘルスの関係で休んでる職員の人数等です。休業はございません。あくまでも休暇であります。メンタルヘルス関係の不調で休んでいる職員は3名おります。 それから、もう1点、再発したケースがあるのかどうかも、ご質問ありましたが、再発しているケースも実例としてあります。 以上です。
	西舘議長	5番。
質疑	5番 (木村忠一君)	分かりました。業務以外に、家庭とか対人関係など、様々な原因があると思われますけども、業務によりメンタルヘルス不調になった場合には、町長・副町長にも責任があると思われます。 ですので、監督をしっかりやっていただき、町民の生活を守るために頑張っている職員は町の宝です。日常業務に、1人も欠けることなく、全職員で一丸となって、行政運営がされることをお願いいたします。 それでは、(5)の町の働き方改革について、町長のお考えを伺います。
	西舘議長	町長。

答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 職員の働き方改革に関連した計画として、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスの実現、出産・育児・介護の両立推進、女性職員の活躍推進を掲げた特定事業主行動計画を策定し、取組を進めているところであります。 中でも、長時間勤務は、職員個々への健康面への影響はもちろんのこと、組織全体にも影響が及ぶため、是正していく必要があると考えております。 役場職員約220名を預かる事業主の立場としても、これらのことをしっかりと踏まえ、職員が健康で生き生きと働いていけるよう取り組んでいきたいと考えております。 以上で終わります。
質疑	西館議長 5番 (木村忠一君)	5番。 分かりました。自治体の政策能力の問題だとは思いますが。 当町でも、特定の地域に人口減少を抑えるため、定住移住助成金ですか。また、小・中学校給食費無料化の独自の施策を実施しています。これからの地方自治体、町の発展のため、様々な施策や行政サービスを提供しなければならないと考えます。 そのためには、職員の能力を最大限に発揮させる職場環境づくりが必要だと思います。各種の研修会、あるいは参加させたり、内部で担当者が説明員になり、職員間の研修をしたり、職員の資質を高めるのに有効な方法だと思いますので、検討していただきたいなと思います。 それでは、4番として、中央公民館の老朽化対策について伺います。
答弁	西館議長 教育長 (松林義一君)	教育長。 お答えをいたします。 中央公民館については、令和3年度に老朽度調査を実施し、コンクリートの状態は、比較的良好であると評価されたことから、調査

		で指摘のあった箇所について、立ち入り制限等の対策を講じながら、施設を運用しております。 当該施設についての改築の計画はありませんが、今後も安全対策を図るための必要に応じた修繕、適切な維持管理に努めていきたいと考えております。 樹木についてもお話ししたほうがよければ。
質疑	5 番 (木村忠一君)	そうですね、樹木について。
答弁	教育長 (松林義一君)	その周りにある樹木のことについてもお話しますが、建物の前の樹木について、低木については本庁舎の植栽管理で維持管理を行っており、建設時に植樹されたものと思われる高木については、伐採する予定であります。 以上です。
	西館議長	5 番。
質疑	5 番 (木村忠一君)	中央公民館、外見しますと、屋根トタンが非常にさびていますし、また外壁の剥がれ、著しい損傷が見受けられましたので、質問いたしました。 今教育長のお考えを承りましたので、まず、非常に景観が悪い。見苦しいなど。よそから来ますと、「中央公民館どこですか」といっても、樹木の高さがありまして、枝も張っている。手入れもされていない。剪定されていない。分かりにくいということで思っております。 1 日も早い改善を求めて、質問を終わりたいと思います。真摯なる答弁ありがとうございます。
	西館議長	これで、5 番、木村忠一議員の一般質問を終わります。
答弁の追加	西館議長	ここで総務課長より、開会日に行われた議案審議について、8 番、平野敏彦議員への後刻答弁に対し、申し入れがありましたので、これを許します。 総務課長。
答弁	総務課長	議長のお許しをいただき、議会初日本会議において、議案第 7 1

	(成田光寿君)	号に関し、平野議員からいただいたご質問に、後刻答弁といたしましたことについて、お答えいたします。 議案第71号、おいらせ町職員の定年等に関する条例の一部改正に関し、ご質問が2つございました。 1つ目、医師の定年年齢の改正条文の表記に関するご質問であります。医師の定年年齢は、現行65歳から70歳に引き上げされ、条例改正文においては、職員の給料条例に規定する医療職給料表（一）の適用を受ける医師というものを、医療職給料表（一）の適用を受ける職員に改めております。 医師を職員に改めた理由として、そもそも医療職給料表（一）は、医師に適用することが給料条例で示されているため、あえて定年条例で特定させる必要はなく、今回の定年条例改正を機に改めるということ、また県の定年条例においても、同様の文言に改正しており、人事等の列記は、県に倣って作成してきていることから、整合を図る意味から、今回のような改正対応となりました。あくまでも、法制執務上の観点と、県条例に倣った字句の改正であります。 2つ目の質問であります。職員の修学部分休業制度について、これまでの実績と制度の運用に関するご質問でありました。 この修学部分休業は、地方公務員法の規定に基づき、平成30年4月から当町で条例施行した休業制度であり、それ以降、この制度を活用した職員はおりません。 制度概要ですが、地方公務員法及び町条例で定めておるとおり、職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合で、公務の運営に支障がなく、かつ職員の公務能力の向上に資すると認められるときは、2年を上限に部分休業できるものであります。 対象となる教育施設であります。大学・高等専門学校・専修学校・各種学校となっており、休業の上限は、1週間の勤務時間の2分の1以内となっております。 想定としましては、勤務しながらの部分休業となりますので、通学可能な範囲内にある教育施設での修学となりますし、あくまでも、職員自ら、自発的な修学意思に基づくことが前提となります。 教育施設的环境と実態とを踏まえたと、活用が難しい部分もありますが、職員の人材育成、能力開発のための制度でありますので、職員の申し出があった場合には、適切に運用を図れるように対応していきたいと考えております。
--	---------	--

当局の説明	西舘議長	以上であります。 報告第7号から議案第79号までの15件については、12月1日の開会日に先議にて審議が終了しております。 よって、本日の議案審議は議案第80号からとなります。
	西舘議長	日程第2、議案第80号、令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 （岡本啓一君）	議案第80号について、ご説明いたします。 議案書は89ページから97ページになります。 本案は、既定予算の総額に4億7,519万6,000円を追加し、予算の総額を118億8,683万4,000円とするものです。 次に、議案書95ページの第2表、繰越明許費は、除雪用車両購入事業について、年度内の完了が困難であるため、令和5年度への繰越事業とすべく、繰越明許費を設定するものです。 次に、96ページの第3表、債務負担行為補正は、今年度内に入札を行う必要がある令和5年度の7件の事項について、契約の裏づけとして、今年度の支出がないゼロ債務負担行為を定めるものです。 次に、97ページの第4表、地方債補正は、除雪用車両購入事業について、財源を当初予定していた国庫補助金から地方債に変更するため、地方債対象事業として追加するものです。 歳入歳出の主な内容について、ご説明いたします。 別冊の令和4年度一般会計補正予算（第5号）に関する説明書をご用意ください。 まず、歳出の主な内容からご説明いたします。 説明書の11ページをご覧ください。 2款2項1目企画総務費の生活交通バスICカード導入推進事業費補助金205万6,000円の追加は、十和田観光電鉄株式会社の交通系ICカード導入に対し、路線バス沿線自治体として補助するため、計上するものです。 また生活支援商品券支給事業費補助金1億3,050万円の追加

	は、町の新型コロナ対応事業として、原油価格・物価高騰による生活費の負担軽減と地域経済の活性化を図るため、町民一人当たり 5,000 円の商品券支給を補助金事業として実施するため、計上するものです。 15 ページをご覧ください。 2 款 5 項 4 目県議会議員選挙費の 17 節機械器具費 411 万 7,000 円の追加は、令和 5 年 4 月 9 日執行予定の県議会議員選挙から期日前投票所を増設するため、受付用 PC 端末等の購入費として計上するものです。 16 ページをご覧ください。 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の 18 節社会福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金 2,720 万 5,000 円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、原油価格・物価高騰により施設運営に影響を受けている社会福祉施設等に対し、支援金を交付するため、計上するものです。 3 款 1 項 3 目高齢者福祉費の 18 節地域密着型サービス等提供施設整備費補助金 8,960 万円の追加及び施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金 1,678 万円の追加は、特別養護老人ホームに併設するショートステイ用居室の増床整備に対する補助金として計上するものです。 17 ページに移ります。 3 款 2 項 1 目児童福祉総務費の 18 節町内認定こども園原油価格・物価高騰対策支援金 657 万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、原油価格・物価高騰により施設運営に影響を受けている町内認定こども園に対し、支援金を交付するため、計上するものです。 3 款 2 項 2 目児童措置費の 22 節の国庫返還金 801 万 1,000 円の追加は、令和 3 年度の低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る国庫補助金返還分として計上するものです。 18 ページをご覧ください。 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の 18 節町内医療施設原油価格高騰対策支援金 370 万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、町の健診や予防接種などに協力する医科・歯科施設に対し、燃料高騰による負担を軽減するための支援金を交付するため、計上するものです。
--	---

		4款1項2目予防費の7節新型コロナウイルスワクチン接種協力金688万5,000円の増額及び12節新型コロナウイルスワクチン接種用コールセンター等業務委託料428万4,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの接種対象拡大及び接種回数の増加に伴い、期間延長に係る事業費を増額するものです。 19ページに移ります。 4款2項1目清掃総務費の12節海岸漂着物撤去委託料256万3,000円の追加は、去る8月豪雨の影響により、百石海岸二川目地区に漂着した流木の集積委託料として計上するものです。 4款4項1目病院費の18節病院事業会計医業外収益補助金878万9,000円の増額は、おいらせ病院の新型コロナ対応事業に対する補助金分として計上するものです。 24ページをご覧ください。 8款2項3目除雪対策費の17節除雪用車両購入費248万3,000円の増額は、原材料費の高騰に伴い、増額計上するものです。なお、来年度への繰越事業となる見込みであります。 26ページをご覧ください。 10款2項1目小学校の学校管理費の10節光熱水費653万円の増額及び27ページの10款3項1目中学校費の学校管理費10節光熱水費484万6,000円の増額は、電気料金の値上げに伴い、計上するものです。 10款3項1目学校管理費の14節中学校無線アクセスポイント増設工事334万1,000円の追加は、町内中学校のネットワーク環境改善が必要なため、計上するものです。 28ページをご覧ください。 10款4項4目図書館費の17節図書購入費70万円の増額は、町の新型コロナ対応事業として、町電子図書館の電子図書購入のため、計上するものです。 29ページに移ります。 10款5項3目学校給食運営費の10節給食材料費802万8,000円の増額は、町の新型コロナ対応事業として、食材価格高騰分を計上するものです。 また光熱水費431万1,000円の増額は、電気料金の値上げに伴い、学校給食センター分として計上するものです。 30ページをご覧ください。
--	--	---

	10款5項3目の14節木内々小学校外給食搬入口屋根設置工事費503万5,000円の追加は、木内々小学校と木ノ下小学校の給食搬入口の落屑対策のため、計上するものです。 このほか、各課にわたり計上しております増減は、支出見込み額の精査により計上するものです。 主な歳出の説明は、以上です。 これから歳入の主な内容について、ご説明いたします。 ページが前に戻りまして、4ページをご覧ください。 15款2項1目総務費国庫補助金の1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,369万7,000円の増額は、町の新型コロナ対応事業費分に対応し、計上するものです。 15款2項4目土木費国庫補助金の1節建設機械購入事業費補助金1,317万4,000円の減額は、除雪用車両の購入について、補助金内示を受けられない見通しとなったため、予算を取り下げるものです。 5ページに移ります。 16款2項2目民生費県補助金の3節地域密着型サービス等提供施設整備費補助金8,960万円の追加及び施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金1,678万円の追加は、歳出の3款1項3目高齢者福祉費に計上しましたショートステイ用居室の増床整備補助に係る県経由の国庫補助金として計上するものです。 6ページをご覧ください。 19款2項1目財政調整基金繰入金の1節財政調整基金繰入金1億5,520万9,000円の増額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整のため、計上するものです。 補正後の予算額は3億5,004万3,000円となり、予算ベースでの基金残高は、今年度末時点で20億2,465万8,000円となる見込みであります。 7ページに移ります。 22款1項4目除雪用車両購入事業債2,650万円の追加は、除雪用車両購入費の財源として、国庫補助金にかえて、地方債を活用するため、計上するものです。 主な歳入の説明は、以上です。 ページが後ろに飛びます。 31ページから34ページは、給与費明細書になります。
--	--

		こちらは、人件費に係る今回の補正内容を反映したものとなっております。なお、今定例会の初日に議決いただきました議案第72号一般職給与条例の改正から、議案第74号議員報酬条例の改正までの内容を反映しまして、特別職の期末手当、それから一般職の勤勉手当等が増額となっております。 次に、35ページから38ページの債務負担に関する調書についてです。 こちらは議案書の第3表、債務負担行為補正で設定しました議会広報印刷製本業務委託料、令和5年度から防災行政無線戸別受信機設置等業務委託料、令和5年度まで計7件の債務負担行為に係る支出予定額及び財源内訳を37ページから38ページにわたって追加したものとなっております。 次に、39ページ、40ページの地方債に関する調書についてですが、こちらは歳入の町債に係る今回の補正予算を反映したものとなっております。 最後に、41ページ以降の補正予算主な内容は、予算案審議の参考資料として、主な個別説明を掲載しております。 以上で、説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。 午後1時30分まで休憩いたします。 (休憩 午前11時58分)
	西舘議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 1時29分)
	西舘議長	日程第2、議案第80号、令和4年度おいらせ町一般会計補正予算については、財政管財課長の説明が終わっております。 これより、歳入全般について、質疑に入ります。 質疑は事項別明細書により行います。 一般会計補正予算(第5号)説明書、3ページから7ページになります。

質疑	8 番 (平野敏彦君)	なお、質疑における発言の際は、「何ページの何款、何々の件について」のように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。 これから質疑を受けます。質疑、ありませんか。 8 番、平野敏彦議員。
		4 ページの 1 5 款国庫支出金、土木費国庫補助金の道路橋りょう費、建設事業費内示を受けられなかったという説明なんですけど、どういふことで内示を受けられなかったのか、お知らせをいただきたいと思います。 以上です、1 点。
答弁	西舘議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (栞嶋泰幸君)	お答えいたします。 建設機械購入事業費補助金の内容につきましては、除雪のロータリー車を購入するものであります。 国庫補助の流れとしましては、毎年度 1 月に次年度の事業要望を行いまして、その後 3 月末に、早ければ内示が来るということでしたので、当初予算では内示が来るという見込みで計上したものであります。 ただ、いざふたを開けてみますと、国からの県に対する配分が、除雪機械に対しては、今年ゼロということになりましたので、その結果を踏まえて、今回減額するものであります。 以上です。
質疑	西舘議長	8 番。
	8 番 (平野敏彦君)	そうすると、補助金ですから、国に直接、私はまた申請をして、それこそ対応するものだと思ったら、そうじゃないという、県に国が予算を取ってないということで解釈すればいいですか。
答弁	西舘議長	地域整備課長。
	地域整備課長	お答えいたします。

質疑	(桒嶋泰幸君)	国では、各自治体からの事業の概算要望ということで、前年度で、次年度のある程度の見込み額を立てます。その後、本要望ということで、12月あるいは1月に各自治体から出すんですが、その際、国で、各自治体からの要望の中で、国としてはこの分を配分できるということが決定されますので、その配分された額が、各自治体の要望から出された額よりも全額、満額、国では予算はとれなかったということの影響を受けまして、当町の除雪機械の負担金分が、内示を受けられなかったということになります。 以上です。
	西舘議長	15番、檜山忠議員。
	15番 (檜山 忠君)	6ページの21款の諸収入の雑入、デマンド交通運行業務精算金ということで、1,200万ですか。マイナスのそれが出ていますけれども、その内訳と、それから聞く機会がないのでお聞きしますけれども、今までの利用した月別の利用状況がどのようになっているか。また目標に対して、どのような利用状況になっているかということをお教えいただけますか。
答弁	西舘議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (柏崎勝徳君)	それでは、6ページの21款5項1目のデマンド交通運行業務精算金1,242万5,000円の減額について、ご説明をしたいと思います。 こちらにつきましては、4月から導入しているデマンド型交通のおいらバスの運行に関しまして、国からその分の補助金を交付されるというもので、そのことの内容でございますけれども、実は申請をするのが、町ではなくて、事業者ということになりまして、事業者が補助金を受けまして、それを町に清算金という形で納入していただくという仕組みになっているものでございます。 こちらの1,200万円の減額に対しまして、7ページの1行目にあります公共交通運行業務精算金491万2,000円の増額ということでしておりますけれども、今回このような形で2つ出させていただきましたのは、実はデマンド型交通の補助金のみかかと、こちらでは捉えておりましたけれども、今回の公共交通の再編に伴

質疑	西舘議長 15番 (檜山 忠君)	いまして、町民バスの分も、国庫補助の対象になるということが、その後分かりまして、科目名称をまずは変更するというものでございます。デマンドに限定したものではなく、公共交通全般に対しての精算金という形で、まずは科目の名称を変更するというところでございます。 しからば、金額が大分、半分以下に減ってしまうという中身になりますけれども、こちらも初めての補助金のことで、捉え方が誤っておりましたけれども、国のこの補助金の年度が、10月から9月までという年度になっている関係で、今年度につきましては、半分、4月から9月までの分の補助金の精算しかいただけないということになりまして、金額的には半分よりも少なくなっておりますけれども、そういう形で減額をして、計上をするというところでございます。 それから、現在のおいらバスの実績でございますけれども、資料を探しておりますが、手元にある数字があまり新しくなくて、大変申し訳ないんですけれども、8月末までの利用状況の数値でございます。トータルの人数が集計されておりませんが、4月が931人、5月が1,167人、6月が1,312人、7月が1,429人で、8月が1,633人ということで、平均にいたしますと、8月で捉えますと52.7人ということになっております。 もともとの計画では、大体1人70人ぐらいの利用を見込んでおりましたので、8月時点の数値でありますと、まだその目標には到達していないかなというところで捉えております。 以上です。 15番。 分かりました。 利用は大幅増えてはきたようですけれども、まだ目標には届いていないようですけれども、ところで、これは町民からの要望なんですけれども、北部の方の要望であって、私もちょっと無理じゃないかとは言うておいたんですけれども、北部の方が三沢病院に行く。それに対しても、何とかデマンドバスを使うような、それにはならないものかということで、直結道路まで何億とかけてまでつくっているのに、そのぐらいは少し特例として認めるような、検討するような、それ
-----------	------------------------------------	---

質疑	西舘議長	ができないかということでの申し入れがありました。 なので、もしデマンド検討委員会とか、そういうのがあるのであれば、そこでよく話し合っていたきたいなと思うんですよ。その1つとしては、結局は、免許、その他足がないということで、デマンドに頼っているということがもうあるんで、病院、区域外にはなりますけども検討いただきたいと、それを要望しておきたいと思います。
	(議員席)	
	西舘議長	要望ですので、答弁はよろしいかと思います。 ほかにございませんか。
	2番 (川口弘治君)	なしと認め、歳入全般についての質疑を終わります。 次に、歳出についての質疑を受けます。 第1款議会費から第6款農林水産費までの質疑を受けます。 説明書9ページから22ページになります。 質疑、ありませんか。 2番、川口弘治議員。
答弁	西舘議長	18ページの新型コロナウイルスワクチンの乳幼児等の予防接種委託料で計上されている。このことについて質問したいんですが、全協でも質問ありましたが、乳幼児6カ月から、ワクチン接種を国で推奨しているということで、こういう計上になっておりますが、このワクチン接種は義務ですか。接種を受ける、受けないは、任意ということで捉えればよろしいのでしょうか。
	保健こども課長 (小向正志君)	保健こども課長。 4款予防費の委託料、乳幼児予防接種委託料について、お尋ねがありました。まずこちらの乳幼児等予防接種委託料については、コロナとは別の定期の予防接種の委託料となります。 お尋ねのありました乳幼児に対するコロナワクチンの接種については、強制ではありません。あくまでも任意でございますので、接種するしないについては、その保護者の判断となります。

質疑	西舘議長	2 番。
	2 番 (川口弘治君)	ありがとうございます。ワクチンの接種については、国は当初 2 回をめどに、感染予防も含めて、ワクチンを接種するということで始まった経緯があると思うんですが、今コロナ感染拡大がなかなかおさまらないこともあって、大人であれば 4 回とか 5 回とかと、これからもワクチン接種を推奨しておりますが、町としては、コロナとワクチン、このワクチンがどのような説明で、県からです。多分国からは直接ないと思いますが、県の説明では、このワクチンの接種を推奨する。そういう説明等があるかないか。そういったことが説明として、ワクチン接種を推奨しているのか。その辺ありましたら、お知らせください。
答弁	西舘議長	保健こども課長。
	保健こども課長 (小向正志君)	コロナワクチンの接種については、当課としては、あくまでも国からの指示に基づいて、接種体制を整えております。県からは、国からの指示が県に下りて、県からその指示が横に流れていくという状態になっておりますので、我々としては、県を通じて、国から指示を受けて、それに基づいて、接種体制を整えているところです。 以上です。
質疑	西舘議長	2 番。
	2 番 (川口弘治君)	ありがとうございます。当局というか、皆さんは一生懸命町民の命をとというか、このコロナ対策に努めていることに対しては、本当に敬意を表するものです。 ただ、今やはり今日本全国というか、なかなか報道等には出てこないんですが、コロナとワクチンの関係、ワクチンが果たしてここまで接種して、またいろんな症状が出ているという、そういった現状も、事実として、各自治体とか、これは国会でも超党派で議連等が、このワクチン接種に対して、専門家を交えた厚労省に対してのいろんな意見交換が持たれております。 このワクチンによっての様々な事例も事実としてあるんですが、そういったことを町としても、ただ進めているには、何でか、国のこ

答弁	西館議長	れはすごく効果があるんだと。こういう症例で、事実是这样だという、国は進めているとは思いますが、多くの町民が不安を感じている。特に、乳幼児対してのワクチン接種なんかは、そういったことの何か説明があるのかなと思って、そろそろそういう説明も求めてもいいのではないかなと思ったから、ちょっと聞いたんですけど、町としては、国として進めるものをこれからも進めていくという、そういった考えでよろしいんですか。 保健こども課長。
	保健こども課長 (小向正志君)	国からは、毎月1回程度、接種体制の確保に関する説明会、自治体に向けての説明会がございます。そのたびに、ワクチンの副反応とか、ワクチンにおける事故の発生状況というのを説明があります。 国では、おおむねそれは影響にないレベルであるということで説明をされておりますので、我々としては、それを疑う科学的根拠というのは持ち合わせておりませんので、国の指示等に基づいて、このまま接種体制を整えていきたいと思います。 また、接種券を送付する際には、ワクチンに対する理解を得るような広報、そういったのも一緒に入れて送っておりますので、そちらを読んでいただいて、ワクチンを接種する、しないについて、判断をしていただきたいと思います。 以上です。
	西館議長	ほかに、ございませんか。 6番、田中正一議員。
質疑	6番 (田中正一君)	21ページの6款農林水産業のところなんですけども、有害鳥獣駆除委託料9万円とありますけれども、これは鳥またキツネとかタヌキとかとあるんですけども、それらの駆除のための9万円なのか。その辺のところ、お聞かせいただきたいと思います。
答弁	西館議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (西館道幸君)	お答えいたします。

質疑		田中議員がおっしゃるとおり、有害鳥獣ということで、タヌキとかキツネとかハクビシンとか、そういったものが農地で発生した場合に、それを捕えた猟友会さんの皆さんに支払う委託料ということになります。 以上です。
	西館議長	6 番。
	6 番 (田中正一君)	ハクビシン、それからアライグマ、タヌキ、これらが今すぐ各町内、うちばかりでなく、出ていると思うんですけども、猟友会何名で参加してやってくれているのか、その辺のところ。もとは百石と一緒に猟友会があって、やってもらってあったと思うんですけども、今、猟友会は何名ぐらいあるんですか。その辺のところも、お知らせ願えればと思います。
答弁	西館議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (西館道幸君)	猟友会の人数的な部分については、10名程度だったと思いますけども、詳しい数字は後でお知らせしたいと思いますが、実際には、かごにかけて入った場合には、猟友会の会長さんに連絡をして、器具を持ってきてもらって、そこでそれを捕えてもらって処分するような形をとっていましたので、猟友会全体でやる場合には、カラスとかそういう駆除のときは、全体として動きますけども、このハクビシンとかタヌキとかの駆除の際には、1人の方をお願いして、課の職員と一緒に行って処理をしているという状況になります。 以上です。
	西館議長	6 番。
質疑	6 番 (田中正一君)	最後ですけども、今うちばかりでないと思うんですけども、夏になるとスイカ、トウモロコシ、これが全滅というくらいやられているんですよ。ですから、これ、私は大きな問題だなと、こう思っております。 町も鳥獣害駆除、この鳥獣に対しても、我々やったときはカラスとかカモの駆除もやったことあったんですけども、今違うんですよ

質疑	西舘議長	ね。獣なんですよ。タヌキとかキツネ、これらを何とか猟友会にお願いして、これからも進めて駆除していただくよう、ひとつお願いしてもらえれば助かると思います。どうかひとつよろしくお願いします。
	8 番 (平野敏彦君)	ほかに、ございませんか。 8 番、平野敏彦議員。 私からは何点か質問させていただきます。 質問の部分については、43ページの、主な内容の一般のところで質問させていただきますので……。
	西舘議長	8 番議員、22ページまでですが。
質疑	8 番 (平野敏彦君)	22ページまで。 そうすれば、19ページの4款2項1目清掃総務費の海岸漂着物撤去委託料、これは256万3,000円予算計上してあります。説明もありましたけれども、今年度内で終了する事業なのか。 それから、流木を撤去した処理の仕方、これがどういう形になるのか。私も海岸、流木を見ますと、大体5メートルぐらいある流木もあります。そのまま処理するのも、私は非常にもったいないなという、再利用できないのかなという気もします。 例えば、いちょう公園のベンチみたいな形で使ったら、長さがありますんで、そういうのも流木の中にはありますので、ただただ積み上げておくということよりも、アイデアを出して、オブジェみたいな形になるような大木もありますので、その辺どう捉えているのか、お聞かせいただきたいと思います。 それから。とりあえず、今この1点、お願いします。
答弁	西舘議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	お答えいたします。 まず1点目の今年度内で撤去するのかというお話ですが、1月から3月にかけて、大体作業の日数で言うと、5日間ぐらいと聞いて

質疑		おりましたので、なるべく天気の良い日にやっていただく形で、入札によって業者を選定して、今年度中に撤去する形になります。 あと２点目の処分の仕方ですが、県でやったように、同じように、海岸の波打ち際から奥に寄せる形で、また積み上げる形で、同じような形で集積しようと考えていました。 今も流木、中には軽トラで来て、持っていく方がございます。平野議員おっしゃるとおり、オブジェとかそういったもので、ぜひ町内の方以外の方でも、どんどん持って行っていただければとは思っています、あとそういう有効な活用方法については、我々でも、公園のベンチだとかといったことで、何か利用できないかといったことは、考えていきたいと思います。 以上です。
	西舘議長	８番。
	８番 （平野敏彦君）	次、もう１点、１６ページの３款民生費、社会福祉費、３目高齢者福祉費のところに、地域密着型サービス等補助費が８，９６０万円、それから同じく１，６７８万円、合わせて１億６３８万円と計上してありますけど、これは当初計画からなされてあったのか。なぜ今この補正になったのか、説明いただきたいと思います。
答弁	西舘議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 （澤頭則光君）	ただいまの質問にお答えいたします。 当初計画になかったんですけども、施設の補助金の絡みがございます。この事業については、国の１０分の１０事業ということで、予算を計上しているものになります。なので、歳入にも、同じ金額が載っているところです。 申請の、国の補助金なので、流れのところをご説明いたしますと、もう３年度のころに、実は奥入瀬会から当町に、補助金を活用して、ショートステイ床を２０床建てたいということで要望がありました。要望を受けまして、当町は県、また国にお知らせいたしまして、要望書を上げる形になっております。 本来であれば、そこのところで当初分かるということで、予算要求できるかと思いますが、国のスタンスといたしましては、要望を

質疑	西舘議長	受けても、すぐ交付とならないということで聞いております。要望を受けまして、予算の範囲内で、必要性が高いところから交付するという形になっているそうですので、その決定が来たのが今年度になってからとなっております。今年度の10月になってから、交付がオーケーということが来ておりましたので、その手順に従いまして、今回補正に計上したものになります。 以上になります。
	8番 (平野敏彦君)	8番。 少なくとも町の会計を通して、10分の10の補助金だから、ただぐって出せばいいということでは、私はないと思いますよ。やはり、あと残りも幾らもない年度末になって、こういう形で計上されるというのは、非常に議会に対しても、計画という部分が示されていないで、なぜ唐突に出てきたのかという疑問を持つわけですよ。 やはりもっと、これはそういう話があって進める。金額的にも1億ですよ。やっぱりこの辺が入るとというのが、私非常に疑問を持つわけですが、事務担当の部分だけで進めてきたのか。それとも上にちゃんと協議して進めてきたのか。ここのところはどういう経過で、こうなったんですか。
答弁	西舘議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	ただいまの質問にお答えいたします。 二役には、実際に予算が、国の決定がついてから報告しております。 国ともやり取りをして、今の話を、国というか県と実際にはやり取りをしているんですけども、予算計上、相談を県ともしているんですけども、いつの時点で国が交付を決定するのかというのは、未定となっております。全国から上がっていく補助金の要望書ですね。それを受けてから国で、内部で精査して、交付決定という形になっているため、下手をすると、来年度の決定になるかもしれないとは、当初、話はありました。 ですので、そういう事務的な流れから、今回補正になっておりますので、その辺ご理解いただきたいなと思います。

質疑	西館議長	次に、１０番、吉村敏文議員。
	１０番 (吉村敏文議員)	１４ページ、総務費、５項の選挙費に関してであります。議長、関連になるんで、もしずれていたら指摘してください。 さきの全員協議会の中で、期日前投票所、北公民館そしてイオンと、開設するという説明を受けました。 その中で時間、北部北公民館に関しては８時から６時までかな。イオンに関しては８時から８時までという形で説明を受けたと思いますが、私も全協の中で質問したんですが、投票率を上げるために、一応これを開設していると思うんですね。 北公民館、あの地域を考えたときに、やはり若い人たちが、世帯が多いということから考えて、仕事が終わってから、帰ってきてから投票をするといった形が多いのではないかなと思うわけですが、その中で６時ということは、非常に時間が短いと。イオンは８時までという形になっているので、何でこういう形で設定をしたのか。そして、またこういうことは、この時間の設定の仕方については、選挙管理委員長はこれをご存じなんでしょうか。それも含めて、答弁お願いします。
答弁	西館議長	選管委員長。
	選挙管理委員会 委員長 (田中直喜君)	お答えいたします。 北部６時終了とする理由はということでございますが、２回にわたって、選挙管理委員会で意見を交換いたしました。 結論は、当初の案どおり、北公民館への増設分は午後６時までとすることで、委員会で確認いたしました。午後６時終了とする理由は、１．人員確保の面。期日前投票所を増設・設置する場合に、これまでより倍の人員配置が必要となり、まして夜遅くまで、相応の期間の任用に応じてくる人員が確保できるか懸念される。 ２番として、期日前投票終了後の事後処理の面。期日前投票終了後に、毎日投票済者を選挙人名簿に計表する事務作業があると。北公民館増設分、イオンモール本所分の投票済者を、毎晩それぞれの名簿に書き込みする処理である。事務事業者の深夜労働軽減のため、イオンモール投票所の閉鎖時刻夜８時前に、北公民館増設の処理を

質疑	西舘議長 10番 (吉村敏文君)	終えたいと。イオンモールの移動後の処理を踏まえると、午後6時が妥当と考えております。 それから、続きまして、県内期日前投票所増設市町村の状況ですが、県内市町村では、期日前投票所を増設している数21、うち閉鎖時刻短縮は12、本所同様8時は9、閉鎖時刻を短縮するケースが多いという事情を踏まえて、6時で終了、北部はということは、全員の総意でございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。 10番。 今選挙管理委員長から説明は受けたわけなんですけど、他町村はどうであれ、当町で投票率を上げたいわけですね。そのときに、まずそこを主眼と置いたときには、事務事業が多いとか、そういうことであれば、多くなるに決まっているではないですか。それが多いのであれば、最初からやらなきゃいい。やるのであれば、やっぱり実効性があるようにやってもらいたい。そして、2回、3回をやったそのデータをとって、6時以降8時までの投票率を見た中で、やはり少ないんだということであれば6時と、これはいいでしょう。だけどやる前に、これを6時に設定してしまったと。事務事業が多いということであれば、やるんですから、当然実効性があるような形でやるべきだと思いますよ。 他町村はどうであれ、北公民館のあの地域、やはり勤めている方、住んでいる方、それに考慮して、そしてやっぱり実施すべきだと私は思いますよ。他町村はどうであれ、うちうちの町に沿った形で模索してみると。そして6時以降8時まで、やはり投票率が低いんだと、そういうことを踏まえて、やっぱり6時にまた戻しましたとか、6時にしますということであればいいんだけど、まだこれやったこともないでしょう。6時以降どのぐらい、何パーセントぐらい投票率があるのかないのか、データをとっていないわけですよ。データをとらない前に、事務事業が多いからとかというのであれば、はなからもうやる気がないような感じがいたします。 実際のところ、5時以降仕事が終わってきて、あの辺は六ヶ所とか三沢とか十和田に勤めている方が多いと思いますよ。実際のところ、仕事が終わって帰ってきたときに、6時だったら可能ですか。実際事務事業をやるほうでなくて、来る人の投票率を上げたいわけだ
----	------------------------------------	---

答弁	西館議長	から、有権者数に主眼を置いたものの考え方を私はするべきだと思いますけども、その辺のところは、町の考えはどうでしょうか。 選管事務局長。
	選挙管理委員会 事務局長 (成田光寿君)	お答えいたします。 吉村議員のお考えも、十分分かるところであります。実際やってみて、6時以降の投票率がどれぐらい伸びるかどうかというのは、まだ、実際やってみなければ分からないところがあります。 ただ現在でも、夜8時までの期日前投票所は、中央公民館でやっております。それをイオンモールに移設しますので、プラスして、北公民館に夕方6時までの期日前投票所を増設するという形になりますので、そういった点だけでも、投票環境は向上されるものと思っております。 まして、議員の皆さんご存じのとおり、期日前投票所の増設の話は、大分前からお話が出ておりました。財政的な理由とか、人員配置の関係で何年もかかって、ようやく今回やろうということで、選挙管理委員会の内部で決めたものであります。 確かに、最初は広くやってみてから、狭めてみてはどうかという意見もありますが、最初から間口を広げてやるよりは、ある程度確実にやれる方法で進めてみて、それでなお改善する要望があれば、それを受けるような形で進めていきたいと思っております。 委員長が申したとおり、2回ほど選挙管理委員会の内部で、いろいろ意見交換して、委員の皆さん総意で、当初の案どおりで行こうということを確認しておりますので、何とかご理解いただければと思っております。 以上です。
質疑	西館議長	10番。
	10番 (吉村敏文君)	課長が今説明したわけなんですけど、私やっぱりどうしても考え方が違う。私はやる以上は、皆さんが投票率を上げてもらいたいというところで、さっき言ったように、最初から狭めてやるか。広げてやるか。私の場合は、狭めてから広げるということは、ほとんど理由が見つからないと思いますよ。6時までやって、じゃあ例えば8時まで

答弁	西舘議長 選挙管理委員会 事務局長 (成田光寿君)	で延ばしたときの、その根拠はどこから持ってくるんですか。やるのであればやってみて縮小していくと、ここのところ、さっき言ったように、データをとった中で判断すべきだと私は思いますよ。 それで、さっき言ったように、何で北部開設するか。北部の方の投票率を上げたいわけでしょう。今課長言ったように、じゃあ中央公民館からイオンに移したということであるんだ。それで、投票率が上がっていくんだったら、北部開けなければいいんじゃないですか。事務効率とか経費のことを考えたら、イオンでも間に合うということになるでしょう、そういう話でいけば。やはり私は、本当にやるのであれば、それ1回やってみて、データをとるべきだと思いますよ。やる前から、1回やれることをやって、なら広げますと。やれることやって、どうやって広げるんですか。データがなかったら広げようがないでしょう。ましてや私はデータやって、これはやっぱり時間が、あんまり来ないよと。だったら縮小したらというか、短時間、6時でいいよということであれば、私何も意見を言いませんよ。必ず費用対効果だとか事務効率がどうのこうのという話にはなるけども、一番の目的は投票率を上げたい。ここでしょう。それに向かって皆さんが考えるべきだと思いますよ。その中に事務効率云々かんぬん考えるのであれば、データをとってから、それは言うべきだと私は思いますけど、総務課長の見解、もう1回お願いします。 選管事務局長。 答弁申し上げますが、先ほどと同じような答弁になります。 吉村議員の言う考え方も重々分かるところであります。ただ、これまで数年かかったわけなんです、その中でやっぱり人員配置、ちゃんと夜8時まで対応できる分の従事者を配置できるかどうか。確保できるかという懸念もありました。こと選挙でありますので誤りのないように、きちんと選挙を執行したいというところがありますので、きちんと人員体制の確保、それから選管委員長申したとおり、期日前投票終わった後に、様々な事務処理もあります。それが、選挙が長期間にわたりますので、確かに選挙人のことを考えますと、それはまた別問題ということになろうかと思いますが、厳格に選挙事務を進めるためには、事務従事者側の労務負担のこともきちんと考えて、バランスよくやっていかなければいけないところもあります。
----	--	--

質疑		すので、まずは当初全員協議会で示したとおり、北公民館については、夕方6時までの案で何とか進めるようにご理解いただければと思います。 以上です。
	西館議長	ほかに、ございませんか。 13番、西館芳信議員。
	13番 (西館芳信君)	1点だけ教えてください。 15ページ、3款民生費のところ、ずっと来まして、職員手当として52万3,000円計上されております。この職員の中に、身障者枠で雇用された人はおりますか。いるかないかということと、それから今現在の我が町の身障者の雇用率、それは県が努力目標として掲げているのと、どういう相対値になっているのかということ。それからのびのび館、身障者の人たちが働いておりますけれど、今のびのび館の運用・運営はどうなっていたか。いま1回教えていただけないでしょうか。 以上です。
	西館議長	総務課長。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 身体障がい者の関係でご質問が何点かありました。ちょっと聞き漏らしたところもありますので、もし答弁漏れ等がありましたら、ご指摘をお願いいたします。 15ページのところの手当とか一般職級とか人件費に関わる計上がありますが、ここの補正項目に関しての身体障がい者の雇用はございません。 これとは別に、もともと4月から身体障がい者の枠として雇用している会計年度任用職員はおります。 法定の障がい者雇用率ですが、データをこちらに持ってきてございませんので、正しい数字は言えませんので、後で調べてご報告いたします。人数だけお話しいたしますと、会計年度任用職員で2名、正職員で1名、計3名おります。実人員で3名おります。 以上です。

答弁	西館議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	西館議員から、のびのび館の障がい者雇用の運用状況ということではよろしいかと思いますが、質問がありました。ただいま手元に資料がないんですけど、私の頭の中で概要ということで、ご説明したいと思います。 のびのび館の障がい者の方を雇用して、管理・運営がされているところです。管理者に1人障がい者の方がいて、運営されているのと、もう1つ雇用されているのが、清掃業務のところでも、たしか4人ほど雇用して、その方たちで運用している状況になっております。以上になります。
質疑	西館議長	13番。
	13番 (西館芳信君)	ストレートにここに結びつけて質問できなかったものですから、ちょっと回りくどい質問になってしまって、私が恐縮するところですが、我が町の身障者の雇用率というのは、県の努力目標よりは幾らか低い設定に今でもなっていると記憶しております。 そういう状況下の中で、職員ではないんだけど、のびのび館では、これはのびのび館の運用自体という話をしたのは、社協でその事業を一旦請け負ってやっているのか、あるいは委託でやっていたのか。その辺、はっきりしなかったんだけど、多分、福祉協議会で一旦やって、やっていると思うんですよ。そういう実態があるということで、我が町ではもう少し身障者に対して、力を入れて雇用するような環境をつくってもいいんじゃないかなと思っている矢先に、のびのび館で今4人という数字出ました。4人の人たちが働いている。 この人たちは、1人から聞いたんですが、来年の4月が来ると、自分たちはもう働けないと。かわりにシルバーの人たちが入ってくるんだという話をしていました。シルバーの人たちも、我が町にとってはいろんな面での力です。それから、もちろん身障者の人たちも大事にしなければならないと。両面あるんだけど、県が努力目標として、そういうのを掲げていて、町がそれに応えるということで

		あれば、やっぱりその身障者4人の人たちを、何かの形でつないでもらえれば、数字はある程度確保できるのかなと考えました。 社会福祉協議会がそれをやっていて、どういう理由でもって、シルバーに転化ということになったのかは分からないけれど、これ、もし町が直営でもって、同じ予算の中で、町が直営でストレートに営むということになれば、そのもとで働く人たちは、町のどんな形にしても職員に違いないということであれば、その雇用率も県が要望するだけの数字になるのではないかなと私は思うところです。 いかがでしょうか。町長、4月にそう、今の働いている人たちが、シルバーに取ってかわるということは、お聞きなのかどうかは分かりませんが、今話をしたような手法でもってやってもらえたらいいのかなと私は思うんだけど、町長は私の話を聞いて、いかが考えますでしょうか。そこをお聞きします。
答弁	西館議長 町長 (成田 隆君)	町長。 今の西館議員のご指摘に関しまして、私も勉強不足で、少し認識が不足していました。ただ、今もし社協で雇用した人方を雇っているのであれば、そしてまた新年度からシルバーに移る。全く知らない情報ですけども、もし今働いている方々が働ける状態、あるいはどういう理由でシルバーに委託するのかは別として、もしシルバーに登録して働けるようであれば、そういう方法も、もしかすればあるのかなという気がしております。 ただ、西館議員がおっしゃる役場で雇用することによって、障がい者の雇用率が上がるのではないのかなという話もあります。そういう部分を含めて、これからの検討課題になるのかなと思っていますので、春までには結論出したいと思いますので、よろしくお願いします。 以上です。
答弁	西館議長 介護福祉課長 (澤頭則光君)	介護福祉課長。 ただいまの質問になるかどうか分からないんですけども、二役には、まだ報告はしておりません。それから、その件については、社会福祉協議会と少し話をこちらを進めているところでした。

答弁		清掃業務について、社会福祉協議会で障がい者雇用ということで、実際は社会福祉協議会が雇用しているという形になるものです。なので、町の障がい者雇用とは切り離して、今のところは考えるというので、そのとおりだと思います。 それで、今障がい者雇用を社会福祉協議会から切り替えたいということで、こちらも相談に乗っていたところなんですけども、その内容だったんですけども、その方たちが清掃業務に、定期的にちょっと体調が、不具合であるとか、いろんな理由によって来られないということが、そういう方が1人、2人というということで、穴があきやすいという状況がございます。 そうすると、社会福祉協議会が雇用しているんですけども、そうになると、社会福祉協議会側で、人の手配を内部から行って、補填せざるを得ないという状況が結構多々あると。そうすると、運営上ちょっと厳しいなということが、今現在ありました。 ただ、障がい者の就労の件になりますが、一方で当町には就労者雇用の施設、いろんな施設があるんですけども、アグリノ里さんであるとか、大きいところはそういうところがあったりします。それから、町内には大体、6、7カ所ぐらい、ただいま最低でもあります。そうして、障がい者雇用の施設が、どんどん新しく建ってきている状況があるということで、受け皿が少し出てきているということがありまして、そちらで受けてもらえるような状況が、町の状況として整いつつあるなという状況がありましたので、社会福祉協議会全体で考えたときにいい方向、運営がスムーズにいくような状況を選択させていただいたということがございます。 以上になります。
	西館議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	先ほど役場の職員の障がい者の雇用率のことでお答えできなかった部分、資料を見つけたので、お答えいたします。 あくまでも役場、事業所としての障がい者の雇用率になります。 法律で定めている雇用率は、2.6%になります。人数で言いますと、6人障がい者を雇用しなければいけません。それに対して、現在は1.9%ということで、法定雇用率を下回っている状態です。

質疑		先ほど実人員３名ということでお話ししましたが、障がいの程度によってダブル加算もありましたので、実際は６名採用しなければいけないところを、現在５名カウントになっておりまして、１名不足の状況にあります。 なお、これらの改善することにつきましては、毎年職員採用で障がい者枠も設けておりますので、そういった中で、１名でも２名でも障がい者の方を採用して、法定の雇用率をクリアしたいと考えてございます。 以上です。
	西館議長	１３番。
	１３番 (西館芳信君)	今澤頭課長の話なんかも聞いて、なるほどなということで、のびのび館を取り巻く環境というか、大いに理解しましたし、また町長にも唐突な質問だったと思います。 ただ、こののびのび館につきましては、旧百石町、全国に先駆けて、あの施設をつくったという実績があって、なおかつ当時からもう身障者を雇用していて、それが十何年続いてきたということがあります。 ですから、何とか今の体制はそのまま残して、なおかつその数字を町がうまく拾って、県にアピールできるような材料にしていだけるように、町で努力していただければと思います。 以上、終わります。
	西館議長 (議長席)	ほかに、ございませんか。
	西館議長	なしと認め、第１款から第６款までの質疑を終わります。 ここで、暫時休憩いたします。 ２時４０分まで休憩いたします。 (休憩 午後 ２時２６分)
	西館議長	会議を開きます。

質疑	西舘議長	(再開 午後 2時39分) 次に、第7款商工費から第12款公債費までの質疑を受けます。 「給与費明細書」「債務負担に関する調書」「地方債に関する調書」を含みます。 説明書22ページから40ページになります。また、議案書95ページから97ページの「第2表繰越明許費」「第3表債務負担行為補正」「第4表地方債補正」も含みます。 質疑、ありませんか。 8番、平野敏彦議員。
	8番 (平野敏彦君)	24ページ、8款2項3目除雪対策費に248万3,000円補正となっています。先ほど、歳入でも確認しましたが、この車両購入が総額幾らになるのか。総額の金額教えていただければと思います。 それからもう1点、次のページの27ページ、中学校無線アクセスポイント増設工事とありますが、これは中学校3校になるのか。この内容についてお知らせいただきたいと思います。 それからもう1点、最後ですが、10款5項3目の学校給食運営費800万、国庫支出金が入って、給食材料費が802万8,000円の補助金が入っていますけれども、これによって1食当たり小学校・中学校、単価の変動があるのか。上積みになって給食単価が上がるのか、それが1点。 それから、45ページのところを見ますと、教育費の給食材料費1億3,309万8,000円、補正後の予算額となっています。この金額は今、無償化になっていますけれども、無償化でない場合は、収入としてこの額が入るのかどうか。この2点、お聞かせいただきたいと思います。 以上です。
答弁	西舘議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	お答えいたします。 除雪機の総額ということでしたけども、総額としますと、3,649万4,706円ということになっておりました。

答弁	西舘議長 学務課長 (福田輝雄君)	以上です。 学務課長。 お答えいたします。 2点ほどいただいていたので、最初に、27ページの中学校無線アクセスポイント増設工事について、ご説明いたします。 この費用につきましては、来年、令和5年度の全国学力・学習状況調査の内容で、iPadタブレット端末を使って、中学校の話し方調べを行うということで、国から示されてきておりました。 ですので、今般国の通信回線の基準を、ちょっと満たしていないということで、若干の改修が必要だということで、中学校それぞれ3校の学力・学習状況調査の対象となる3年生のクラスに、今現在は廊下にアクセスポイントあるんですけども、教室内にそれぞれ1カ所ずつ増設する費用になります。 続きまして、学校給食費の食材費の内容になりますけども、こちらにつきましては、全員協議会の資料の中でもありましたとおり、原油価格・物価高騰対策事業という形で、コロナ交付金を活用した形で、予算を増額しております。 増額の主な内容につきましては、9月以降の食材費が高騰してきたという部分で、10%程度増額した形になっております。 10%の根拠としましては、県の学校給食会から、大まかな部分で米とか牛乳、様々な部分で高騰しておりまして、平均的におおむね10%程度の高騰が見込まれるという数値をもとに、こちら予算を増額しております。 ただし、今回のこの増額によって、規則で定める学校給食費、小学校255円、中学校300円を改正するものではありませんので、議員おっしゃるとおり、もしお金ない場合に、その分高く徴収するののかという部分につきましては、物価高騰の交付金を活用して、食の質、給食の質・量を変更しないで提供できるようにという対策ですので、その部分は、今の段階では収入を増という形にはなりません、今後その高騰が高止まりでいくのであれば、給食費の単価を検討せざるを得ないときが来るかもしれませんので、現状では単価をすぐに上げるものではないという形でご理解いただければと思います。
-----------	-------------------------------------	---

質疑	西舘議長	以上です。 8 番。 8 款のところについては、総額 3,649 万 7,000 円ということで、高額だなと思ってびっくりしました。いい機械を購入して、町民の除雪対策に万全を期してほしいと期待しております。 それから、中学校ですけれども、3 校に対して、3 年生の教室に設置をするんだと、増設するんだということで了解しました。 来年の学力調査の内容が変更になって、変わってきて、それに対応するということで理解をしました。ありがとうございます。 それから、給食材料費のところでは、現在 255 円、それから中学校 300 円、今この 802 万 8,000 円の給食の材料費が上積みになるんだけど、単価への跳ね返りがどうなるのかなということで、私は確認したかったんですが、実際このままの額でやるんだと、上積みにはならないんだということですけれども、材料単価が膨らんでいくわけですから、徴収するほうではなくて、実際かかる経費には上積みになるんじゃないかなという、私は、そこで質問したつもりなんですけれども、徴収ではないですよ。ではここ 1 つ、補足説明いただきたいと。 それから、1 億 3,399 万 8,000 円は、これは給食費が無料だと今、実際に徴収するとすれば、この 1 億 3,399 万 8,000 円が町の収入として計上されるのかどうかということです。この 2 点をお願いします。
	8 番 (平野敏彦君)	
答弁	西舘議長	学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 材料費につきましては、1 食当たり 10 % 程度割増しになるというご理解でいいかと思います。 あと、1 億 3,000 万円の部分については、単純に 1 食当たり 10 %、今年度 9 月以降の分が 10 % 上乘せになったという形の金額になりますので、実際に例えば現在無料化ではなくて、徴収していたという形になった場合に、コロナの交付金で 10 % 上乘せしてい

質疑	西館議長	ますので、そのままこの１億３，０００万円が徴収金になる形にはなりませんので、ご理解いただければと思います。 ８番。
	８番 (平野敏彦君)	分かりました。特定財源だということで了解しました。 給食費は９月からだと、９、１０、１１、１２、１、２ということで、大体半分、この単価で０．５％掛ければの上積みになるということで理解していいのかということです。 そうすると、この８００万円が入らなければ、１億２，５００万円というのは、本来無償化でなければ、町が徴収する金額だということで解釈していいですか。ここ２つ。
答弁	西館議長	学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 先ほど５％となっていましたけど、１０％になりますので、そこ訂正させていただきたいと思います。 ９月分からの給食費が１０％程度高騰するという形での割増金額につきましては、９月以降１０％を積算して出した補正額になっておりますので、理解していただきたいと思います。 あと、後段につきましては、議員お見込みのとおりでよろしいかと思います。
質疑	西館議長	ほかに、ございませんか。 １４番、松林義光議員。
	１４番 (松林義光君)	１点、２４ページなんですけども、今平野議員も質問していましたが、除雪のこの車両購入ということになると思いますけども、多分今すぐ購入はできないと思いますけども、現在今年の除雪対策、出動はどのような体制になっているのか。業者が何者、車両が何台、その点お伺いしたいと思います。 そして、次の道路橋りょう維持費の科目に関連して質問したいと思いますけども、今新年度の予算、各課で要求していると思います。

答 弁		課長ご承知かどうか分かりませんが、私が目視している道路で、町道ですよ。中央線がほとんど消えております。不鮮明になっている箇所をたくさん私は見ております。横断歩道も見えかかっております。そういうことで、中央線の改良、線を引くのかどうか。そういう考えがあるのかどうか。新年度予算に要求するのか。そこをお願いしたいと思います。 それから、前に地域整備課にお願いしていましたが、村杉商店前、あのカーブが、中央線が１００メートル以上、ほとんどありません。死亡事故も起きております。お話をしましたら、県に要望いたしますという話でありました。要望をしたそうではありますが、現在、現状のままであります。改修されておられません。引き続き県民局ですか。土木……、ちょっと忘れましたが、引き続き要望していただきたいと、このように思いますけども、その点お答えをお願いしたいと思います。
	西館議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	お答えいたします。 それでは、１点目の除雪の今年度の体制ということですが、業者数としますと２６社、除雪機械の台数としますと、全部合わせますと５８台という体制で、昨年度とおおむね同じ体制で今年度の除雪に臨むということになっておりました。 続きまして、２点目の道路の中央線につきましては、交通安全施設、まちづくり防災課からの答弁になりますので、また私の答弁の後、お願いいたします。 続きまして、村杉商店のカーブのところの中央線ということで、先般の議会の中でも質問ありました。ご意見、いただきました。 その後、県民局さんに私直接行って、こういったことで危険であるから、何とか早急な白線の対応をお願いできないかということは伝えておりますが、今議員ご指摘のとおり、今日現在、まだ線が引かれていない状況ですので、いま一度議員からの声を、県に届けたいと思います。 以上です。
	西館議長	まちづくり防災課長。

答弁	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	中央線と横断歩道の線の消えている件について、お答えをしたいと思います。 町道の中央線につきましては、まちづくり防災課が対応して、毎年度春に入札をして、線を引くようにしております。ですので、今消えている部分につきましては、路線のところを教えていただければ、来年度対応に向けて準備をしたいなと思います。 それから、横断歩道の消えている部分については、県の公安委員会が所管しておりますので、それについても、当課にお知らせいただければ、警察署を通して、公安委員会に要望したいと思いますので、よろしくお願いします。 以上です。
質疑	西舘議長 14番 (松林義光君)	14番。 除雪26社、車両58台、大体去年と同じくらいだという話であります。職員の皆さんには、除雪、大変だと思います。業者も同じだと思います。本当に感謝しかございません。 ただ、ごみと雪は永遠のテーマであります。幾らやっても、町民は納得しないと思います。私は我慢に我慢をして、地域整備課長の電話番号分かりませんので、副町長に電話をしております。町民の声だよと、何とかしてくれとお願いをしております。多分、今年もそのような状況は続くものと認識しております。 そこで、私が言いたいのは、職員の皆さんは、朝早くからパトロールしていると思います。パトロールを強化してもらいたい。町民から電話がいく前に、限られた人員ですけども、何とか頑張ってパトロールをしていただきたい。このように思っております。もう一度、その辺答弁をお願いできればなと、こう思っております。 今、まちづくり防災課長がお話をしましたけども、毎年、春に中央線等々についてはやっている。もし聞いているのであれば、教えてもらいたい。これ、私が見ているところは、それは分かりますよ。目視していますから、結構ありますよ。ただ、旧百・旧下合わせると、相当あると思います。それは私できないと思いますよ、議員でも。覚えているところは、それは言いますよ。言いますけども、旧百とか、私はなかなか行きませんから分かりません。その答弁は、やっ

答弁	西舘議長	ぱり私はおかしいと思います。住みこちランキング第1位ですから、そのようなところにも目を向けて政策を行うべきであると、私は思います。ですから、まち防で議員からそういうような要望があったと。一応町内を一巡する。見て回る。そういう答弁をしなければならぬと思います。議員が気がついたから、教えてもらいたいのではなくて、やっぱり担当課でその辺を見るべきであると、私は思います。もう一度、答弁をお願いいたします。
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	まちづくり防災課長。 答弁の仕方が悪かったみたいで、実は春先に入札をして、線を引いているんですが、順序として、その後また道路をパトロールします。中央線、それから外側線、それから横断歩道等も見て回って、もう全く消えているようなところは、早い段階で補正をしたり、間に合わない場合は当初に、冬はできませんので、冬場に見つかった場合等については、来年度に向けて調査をして、路線を決めて、予算要求をしているところであります。 私が先ほど教えていたかったと言ったのは、私たちが見て回ったところのほかにもあれば、一応全部見ているつもりではありましたが、その確認の意味で言ったものでありまして、一応パトロールをして、消えているところは順次線を引いていくということによってやっておりますので、そういうことでご理解をお願いします。
	西舘議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	除雪のパトロールの強化ということです。現在、降雪のあった場合、業者で除雪して、その後職員については、ほぼほぼ全回になるんですが、3班体制で朝5時前から出勤時間前までパトロールして、一回りとにかくするということと、あと大雪が考えられる場合は、場合によっては泊りがけで、随時町内回っているという体制です。 ただ、状況によって、やはり当課の職員では間に合わない場合が、議員ご指摘のとおり、課題でしたので、今年度の除雪の説明会、全社集めて説明会いたしました。昨年度もそういった声をいただいていたので、我々も含めて、あと業者でも何とかパトロール、我々の補助をしてパトロールしてくれないかということで、今年度の除雪

質疑	西舘議長	説明会の際に、お願いしているところです。こういったことで、とにかくパトロールは、強化に努めてまいりたいと思います。 以上です。
	14番 (松林義光君)	14番。 分かりました。まち防の課長、ちょっときつく言ったかもしれませんが、そういうことで、中央線のもよろしくお願ひしたいと思います。 それから地域整備課長、雪が降ってきたということで、除雪車が出動する時間帯は、私の息子と自分のところは、除雪機械でやります。終わった後に来るんです。それはそれでいいとして、これは誰が出動命令を出すのか。そして、その基準は、何センチ降雪になった場合に命令を出すのか。その辺もお伺ひしたいと思います。 それと、要するに町民から頼まれて電話する。連絡するに、どこに連絡すればいいのか。役場に職員が待機するかもしれませんが、私は副町長に電話していました。今後はどこに電話すればつながるでしょうか。それも教えてください。
答弁	西舘議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (栞嶋泰幸君)	それでは、お答えいたします。 まず、連絡先からですが、基本的には役場にご連絡いただければと思っております。 次に、除雪の基準ですが、基本的には10センチということで、誰が指示を出しているかということですが、これについては、地域整備課が判断して、業者に連絡して、除雪をしていただいております。 除雪の通常のパターンですと、大体夜の12時から出動し始めて、朝とにかく出勤前までには、一通り終わっていただくような形で、準備時間も含めて、12時からおおむね7時ごろが、通常の降雪ですと、そういった形で除雪しておりました。 以上です。
	西舘議長	15番、檜山忠議員。

質疑	15番 (檜山 忠君)	45ページの教育費の小学校費・中学校費の光熱費に対する補助額が、結構な額が出ていて、説明のところには、電気料金の値上げに伴うということのそれでありますけども、ところで各校、特に木内々小学校、時々行くもんであれですけども、ソーラーシステムが設置されていると思いますけども、どうですか。こう値上げになったときに、一番活躍しているのが、ソーラーシステムではないかなと思っているんですが、これ、どのような電気料金に対しての役割をしているのかどうか。また学校で、どこどこにこのソーラーシステムがついているのか。もし役に立っているようであれば、ないところにも設置してカバーしてあげると。電気料金のそれを下げるために、カバーしてあげるとかということにならないものでしょうか。
答弁	西舘議長 学務課長 (福田輝雄君)	学務課長。 ソーラーシステムの関係で、ちょっと私勉強不足で、手元に資料がなくて、設置している学校につきましては、下田中学校とほかあと3校ぐらいあったような気がしております。 学校によっては、売電として、逆に収入として計上しているところもありますし、あと校内の電気に活用させていただいている学校もあるかと思っております。 電気料が上がったから、買い取り金額が上がるというわけではないということで理解しておりましたので、またその部分で電気料を賄うという形では行っておりますけども、全て賄い切れるものではなくて、一部という形になっておりますので、学校によっては、その部分で値上げ幅が若干緩やかになっているところもあるかとは思いますが、ない学校につきましては、そのまま値上げ分が添加されてきているという部分での補正予算になっておりますので、ご理解いただければと思います。
質疑	西舘議長 15番 (檜山 忠君)	15番。 それなりにカバーにはなっているんじゃないかなと思います。子どもたちの学習的なそれらもあってつけたんだという話も聞いていますけども、こういう状況になると、ソーラーシステムは大

答弁	西舘議長	事な施設になるのではないかなと思いますんで。ただ売電になると、今売電価格が非常に安くなってきました。もう２０年前から比べると、２０年って、１０年前ぐらいから比べると、１０分の１ぐらいになったのかな。そういう形になっているんで、大変な数字になってはいると思いますけども、あと聞きたいことは、これ非常用の照明なり、電気としても使えるもんかどうかというのを聞いておきたいと思います。 学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	非常用としての取り扱い、私勉強不足で、そこまで今現在答えられないんですけども、蓄電池は持っていないので、直接稼働させたときの部分が、そこにコンセントで活用できるかという部分は、今、手元に資料がないので、お答えできませんので、大変申し訳ないですけど、ご理解いただければと思います。
	西舘議長	１５番。
質疑	１５番 (檜山 忠君)	その件については、後で教えていただけますか。ソーラーシステムも、相当高いもんであったらと思うし、だから費用対効果的なことのそれらもあると思うんで、どこどこに設置されていて、どういう活用のなされ方をしているのかということ、後でいいですから、教えていただければと思います。 以上です。
	西舘議長	ほかに、ございませんか。 ７番、日野口和子議員。
質疑	７番 (日野口和子君)	これは地域整備課長と町長にも深くお願いしたいんですけども、先ほど松林議員が氣比の森の雪、木のことも言ってました。今現在も雪が降ってきています。あの雪の重みでもって、先折れた枝が１０センチ以上もあるんですよ、最大でも。その木があっちこっちに散らばっている。これは県道なんです。けども、西側は子どもたちが通学する通学路になっています、木ノ下中学校の。そういう中で、後回しにしないで、早急にできないもんでしょうか。本当に鮮明に

答弁		思い出す、あの恐怖感。いまだに通ると、雪が降ったら、木が折れたらと、そのことを考えます。これは私だけじゃない。「おっかなかったよな」と言う人もいますし、それを後回しにしないで、早急にやってもらいたい。同じことが二度と起きてほしくない。そう思いますので、どうでしょうか。
	西館議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	お答えいたします。 場所につきましては、氣比神社のところでもよろしかったですか。そうしますと、先般9月議会でも、日野口議員からご質問・ご要望ありました。その後、私氣比神社に行って、氣比神社を管理している方に、直接こういった議会でのご意見ありましたということで、お伝えしてきております。 木の伐採につきましては、基本的には、所有者が行うことになります。ただそう言いながらも、氣比神社さんの事情とすると、なかなか車通りも多くて、自分でやるのも大変だということでした。神社の西側の町道の部分は、神社でやるということです。県道のまたがっている木については、いや、なかなかそっちは、神社さんでやるのは厳しいなということでしたので、その足で私県民局に行って、道路管理上もこれからちょっと危険性があるので、何とか伐採お願いできないかということで、お話はしてきております。 ただ、今私も現状見てないので、その後は県で切ってくれたかどうかというところは、まだちょっと分からないんですけども、そういったことで、いろいろと対応はしているところでした。 以上です。
質疑	西館議長	7番。
	7番 (日野口和子君)	行政側でも大変にご苦労なさっていることはよく分かります。本当にあのときの恐怖感というのは、いまだに鮮明に、どこに木が落ちていたかという。危うく車の上に落ちようとしていた木もありましたし、そういうの実際に見ているもんだから、結局一般質問にも持ってきたんですけども、もしか、県道ですもんね。かなわないので

質疑	西舘議長	あれば、氣比神社を通らないような県道の整備等ができないものでしょうかね。お考えをお聞かせください。
	7 番 (日野口和子君)	7 番議員、何ページの何款でしょうか。
答弁	西舘議長	2 4 ページの土木費の道路……、8 款です。
	地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	質問の際は、そこを示してから質問してください。 地域整備課長。
質疑	西舘議長	県道ですので、私からは、何とも言えないところです。 以上です。
	7 番 (日野口和子君)	7 番。
質疑	西舘議長	何とも言えないことは、重々承知しております。とにかく町民の安全・安心を守るために、ご苦勞をかけますけども、これからもよろしく願ひいたします。
	1 番 (佐々木勝君)	以上で、質問を終わります。
質疑	西舘議長	1 番、佐々木勝議員。
	1 番 (佐々木勝君)	同じ 2 4 ページの土木費の除雪対策費になるんですが、除雪対策については、私も一般質問でやったことはあるんですが、今回、冬場になると非常に気になるのが、百石中学校から一川目に向かっている、これ国道なので、町に対してどうのこうのということとは言えないと思うんですが、ただ国にも要望してほしいのは、あそこに防雪柵があると思うんですが、吹雪になると、歩道が全く雪に埋もれて、百石中学校の子どもたちが帰るときに、その上を歩いているんですよ、腰までつかってですね。あれ見ると、非常に子どもたちがかわいそうですし、国道ですから、トラックとか車いっぱい通りますんで、国道歩くのも危ないなと思ってて、2 年ぐらいか 3 年ぐらいは、毎年ふぶくと、あそこすごく雪がたまるんですよ、歩道がですね。あれは国とかに要望とかできて、して何とかなるものでしょうか、お伺いします。

答弁	西舘議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (栞嶋泰幸君)	お答えいたします。 議員ご指摘のとおり、防雪柵のちょうど切れたところの箇所が、風とか強いときに、歩道に雪がたまる状況、我々も確認しております。 その除雪については、基本的にあそこは県管理の道路になるんですけども、県とすれば、何とか地元のところで、歩道除雪のところをお願いしたいということです。極端な話、県では、県道の歩道は地元の町なり、地元のボランティアの方々がやってくださいということでした。 我々とする、通学路ということで、除雪も過去に議会でもご質問あったんですけども、何とか一川目町内会さんとか協力して、除雪準備するのでやってもらえないかっていうところだったんですが、いかんせん、あそこ距離も結構あるもんですから、なかなか難しいのかなと思ってます。 ですので、今できることとすれば、そういった状況のとき、役場の直営で、時間を見てやるのが一番考えられますので、我々もそこら辺注視して、逆にそういった状況であれば、情報提供いただければ、その都度役場の直営ですぐ対応していきたいなということで考えております。 以上です。
質疑	西舘議長	1 番。
	1 番 (佐々木勝君)	防雪柵の間ということじゃなくて、防雪柵からくぐり抜けて、結構来ているんですよね。あれ非常に見ると、通ると、子どもたちがあそこ歩いているの、かわいそうで、吹雪の日ももうそれで歩いていますから、非常に気になったんで、今質問しましたけども、ぜひその辺を考えて、一川目町内会も含めて協議して、あそこ通学路、冬場でも安心して通れるような状況にしてほしいなと思って、要望として終わります。 以上です。

質疑	西館議長	ほかに、ございませんか。 13番、西館芳信議員。
	13番 (西館芳信君)	1点お願いします。25ページの下、9款消防費ということで、災害対策費計上されておりますけれど、これに関係して質問したいと思います。 本定例会では、病院に入院している患者さんたちを、いざというとき、どう避難させるかということが結構話し合われました。田中課長の話は、私が9月定例会で質問したときと同じように、上下移動、垂直移動ということでお話しされましたけれど、ハザードマップ、3.11あって、その後国で協力してくれないかということで、全国自治体に出したのは、自然災害があった場合は、どこどこに水が浸水してきやすいか。そして、その浸水してきた水は、3メートルの量か、5メートルの上か、10メートルになるのか。それを色分けして表しなさいということで、あくまでも浸水なんですよ。 ところが、考えてみれば、病院を襲う水というのは、果たして浸水だろうか。堤防が決壊して、なおかつ水が、津波の逆流したの、あるいは大雨、上流から流れてくる水は、果たしてそれは浸水なのかということになると、私のイメージは、あくまでももう今年の7月に熱海で発生したような、ああいう土石流的なものがドーンと来て、じわじわっと水が上がって行って、じゃあ下から上に移動しましょう。そういうことではなくて、もう病院が音を立てて、バリバリバリバリと倒壊されながら流されていくというイメージしか私はないんだけど、そういうイメージの中で、上下移動、垂直移動と言われても、全くぴんと来ないという。だからこれはもう、例えば警戒レベルを前倒しして、できるだけ早く入院している人たちを安全なところに移送するかという、根本的な、基本的な対策が1日も早くという話をした議員もおりましたけれど、まさしくそのとおりで、そういう対策が講じられてしかるべきではないかと私は思うんだけど、その1点、担当課長いかが考えますでしょうか。
答弁	西館議長	病院事務長。
	病院事務長 (田中貴重君)	病院の心配なすることについて、本当にありがたく、感謝を申し上げます。

質疑		津波の場合と洪水の場合、洪水の場合は予想ができます。津波の場合は時間的な部分、35分とかそういう短い時間でありますので、なかなか瞬時に準備をして、すぐにどこかに移送するとか、移動するということは困難でありますので、その時間の状況によって移動する。場合によっては、上に上がるということは、当然考えていかなきゃいけない。分けて考えなきゃいけないと思っておりますので、今回の議会の答弁については、どちらかという、津波だったりという、そういう瞬時の中での考えを垂直ということで申し上げた部分が多かったと思っておりますが、時間的な部分を考えて、それに合った避難行動をするのが病院の役目というか、施設の管理者として重要なことだなと感じております。 以上です。
	西館議長	13番。
	13番 (西館芳信君)	今また期せずして田中課長だけに答弁を求めたような形になったんだけど、私の意図するところは、やっぱりこれは病院だけではなくて町全体、町長として、そして設置者として、病院の最高責任者というところでもって、町のレベルでもって考えていただければなという思いで発言しました。特にどうだこうだということではなくて、私言いたいことを言いましたので、これで終わります。
	西館議長	ほかに、ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、第7款から第12款までの質疑を終わります。 以上で、歳出についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論、ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第80号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

時間延長の宣告	(議員席) 西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	**なしの声**
	西舘議長	ここで時間延長をいたします。	
	西舘議長	日程第3、議案第81号、令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。	
当局の説明	町民課長 (松山公士君)	議案第81号、令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。 議案書の98ページから100ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書の1ページから6ページになります。 本案は、既定予算の総額に1,150万7,000円を追加し、予算の総額を23億1,940万2,000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、国民健康保険事業基金積立金及び県費返還金を増額する一方、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。 以上で、説明を終わります。	
	西舘議長	説明が終わりました。 これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書3ページから9ページになります。「給与費明細書」も含みます。 質疑、ありませんか。	
	(議員席) 西舘議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論、ありませんか。	**なしの声**
	(議員席)		**なしの声**

当局の説明	西館議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第81号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第4、議案第82号、令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (桒嶋泰幸君)	それでは、議案第82号について、ご説明申し上げます。 議案書の101ページから103ページ、別冊の補正予算に関する説明書の11ページから19ページをご覧ください。 本案は、既定予算の総額から277万3,000円を追加し、予算の総額を10億6,241万2,000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、下水道使用料の料金改定に伴うシステム改修委託料の計上と、洋光台地区下水道施設復旧業務委託料の追加及び事業精査による修繕費を増額し、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。 以上で、説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 説明書13ページから19ページになります。「給与費明細書」も含みます。 質疑、ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論、ありませんか。

当局の説明	(議員席) 西館議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第82号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第5、議案第83号、令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	それでは、議案第83号について、ご説明申し上げます。 議案書の104ページから107ページ、別冊の補正予算に関する説明書の21ページから31ページをご覧ください。 本案は、既定予算の総額に275万3,000円を追加し、予算の総額を2億9,635万5,000千円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、電気料金の値上げに伴う光熱水費及び処理施設機能強化対策事業の追加に対する管理業務委託料を増額し、歳入では、一般会計繰入金と事業債を増額するものであります。 以上で、説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 説明書23ページから31ページになります。「給与費明細書」と「地方債に関する調書」も含みます。また、議案書107ページの「第2表地方債補正」も含みます。 質疑、ありませんか。
	(議員席)	

なしの声

なしの声

なしの声

当局の説明	西舘議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。
	(議員席)	以上で、本案についての質疑を終わります。
	西舘議長	これから討論を行います。討論、ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第83号について採決をいたします。
当局の説明	西舘議長	本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	異議なしと認めます。
	西舘議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西舘議長	日程第6、議案第84号、令和4年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。
	介護福祉課長	当局の説明を求めます。
当局の説明	介護福祉課長 (澤頭則光君)	介護福祉課長。
	西舘議長	それでは、議案第84号について、ご説明申し上げます。
	西舘議長	議案書の108ページから110ページ、特別会計補正予算に関する説明書33ページから42ページをご覧ください。
	西舘議長	本案は、既定予算の総額に、83万7,000円を追加し、予算の総額を24億8,264万3,000円とするものです。
	西舘議長	その主な内容であります。歳出では、精査により、食の自立支援事業委託料及び介護保険給付費準備基金積立金を増額する一方、歳入では、国庫支出金を増額するものであります。
	西舘議長	以上で、説明を終わります。
当局の説明	西舘議長	説明が終わりました。
	西舘議長	これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。
	西舘議長	質疑は、事項別明細書により行います。
	西舘議長	説明書35ページから41ページになります。「給与費明細書」も含みます。
	西舘議長	質疑、ありませんか。
	西舘議長	

当局の説明	(議員席) 西舘議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論、ありませんか。
	(議員席) 西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第８４号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西舘議長	日程第７、議案第８５号、令和４年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、議案第８５号、令和４年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。 議案書の１１１ページから１１３ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書の４３ページから４６ページになります。 本案は、既定予算の総額に３３万３，０００円を追加し、予算の総額を２億５，７３７万８，０００円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、後期高齢者医療システム改修委託料を計上する一方、歳入では、事務費繰入金を増額するものであります。 以上で、説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 説明書４５ページから４６ページになります。 質疑、ありませんか。

当局の説明	(議員席) 西館議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論、ありませんか。
	(議員席) 西館議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第８５号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第８、議案第８６号、令和４年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。
	病院事務長 (田中貴重君)	それでは、議案第８６号について、ご説明申し上げます。 議案書の１１４ページから１１５ページになります。別冊の補正予算に関する説明書は４７ページから５５ページになります。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額から６６６万９，０００円を追加し、予算の総額を１０億９１０万５，０００円とするほか、資本的収入の既決予定額に７０万円を追加し、資本的収入予算の総額を１億６，００３万１，０００円とし、資本的支出では、既決予定額に７７万円を追加し、資本的支出予算の総額を１億７，５６１万１，０００円とするものです。 その主な内容につきましては、収益的支出では、職員の給与や手当の調整により、給与費４６５万５，０００円を減額、経費では、６節燃料費の追加経費、１３節では業務委託や派遣職員の委託経費、１７節では病床収益適正化事業にかかわるコンサルティング手数料を追加し、補正予定額の総額、１，１３２万４，０００円を追加するものであります。

委員会の閉会中の継続調査の申し出	西舘議長	収益的収入では、他会計補助金、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金など３９９万３，０００円と、県補助金２６７万６，０００円を追加するものであります。 また資本的支出では、２４時間連続で心電図を記録する装置、ホルダ記録器を購入するため７７万円を追加、資本的収入では、企業債７０万円を追加し、その他資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金を充当するものであります。 以上で、説明を終わります。
	(議員席)	
	西舘議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 本案については説明書と議案書により一括で質疑を行います。 説明書４７ページから５５ページ、「給与費明細書」も含みます。 議案書１１４ページから１１５ページになります。 質疑、ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西舘議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論、ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第８６号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西舘議長	日程第９、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。 議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業民生常任委員長から、所管事務の調査について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

日程終了の 告知	(議員席)	お諮りします。 各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	西舘議長	異議なしと認めます。 したがいまして、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	西舘議長	以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。
	西舘議長	ここで、町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。 演壇にてお願いします。 町長。
町長の挨拶	町長 (成田 隆君)	令和４年第４回おいらせ町議会定例会閉会に当たって、一言ご挨拶申し上げます。 令和４年第４回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には、師走の大変ご多用のところご参集いただき、また提案いたしました任期満了に伴う教育委員の任命を初め、全ての議案につきまして議決賜り、厚くお礼を申し上げます。 今定例会の審議の過程でいただきましたご意見・ご提言を十分に踏まえ、町政運営に努めてまいります。 早いもので、今年３月に再任後、９カ月を迎えております。本年最後の議会を終えるに当たり、改めてこの間の町政運営におきまして、議員各位からのご理解とご協力を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げますとともに、引き続き、政策公約実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。 結びになりますが、日を迫うごとに寒さが厳しくなっております。健康には十分にご留意をいただき、迎える新年が、町民にも、また議員各位にとりましてもよき年になりますよう、心からお祈り申し上げます、閉会に当たっての挨拶といたします。本当にありがとうございました。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 5 年 3 月 6 日

議 長 西 舘 秀 雄

副 議 長 檜 山 忠

署名議員 松 林 義 光

署名議員 佐々木 勝